

行政書士みえ

第 107 号
令和 7 (2025) 年 8 月



三重県行政書士会

目 次

ご挨拶	1
相談役ご挨拶	2
各長の抱負や今後の活動、お知らせについて	3
【新年賀詞交歓会】	
令和7年新年賀詞交歓会の報告	18
【定時総会】	
令和7年度三重県行政書士会定時総会の報告	20
令和7年度日本行政書士会連合会定時総会の報告	21
令和7年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会の報告	22
【日行連・中地協関係】	
令和6年度中部地方協議会担当者会議の報告	23
能登半島地震復興支援事業の報告	24
【特集】	
三重県行政書士会記念日事業 老後の安心セミナー ～行政書士と公証人と一緒に考える未来の準備～の報告	25
【業務トピックス】	
三重県土業・災害時における連携に関する覚書調印式の報告	27
百五銀行との連携による補助金業務の報告	28
令和6年度空き家ネットワークみえ活動報告	29
空き家コンシェルジュについての報告	30
【研修会・講座】	
高齢者向け市民講座の報告	31
業際問題研修の報告	32
法教育出前講座の報告	33
会員交流会の報告	34
令和6年度相談力向上研修会の報告	35
行政書士ADRセンター三重からの報告	36
親族調査会員事前・指定研修の報告	37
経審要員義務研修会の報告	37
名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会の報告	38
【広報】	
行政書士 お仕事説明会の報告	39
【行政書士記念日】	
令和6年度 各支部 行政書士記念日の取り組み報告	40
【組織・体制等】	
三重県行政書士会組織図	45
令和7年度各部編成表・支部長名簿	46
令和7年度各委員会・各WG編成表	47
会員の動き	49
【お知らせ】	
職務上請求書管理委員会からのお知らせ	52
令和6年業務取扱件数集計結果報告	53
【会員の広場】	
山のススメ	55
「千代に八千代にサザレ」の地域に	57
広報月間への想い	58
万世楽生会のご案内	59
青年会（仮称）発足に向けたご協力のお願い	60
【その他】	
コスモスみえ通信	61
表紙絵画の説明	62
編集後記	62

※本号は年度を跨ぐ記事を掲載するため、前年度の記事につきましては旧役職名の記載となっております。

ご挨拶



三重県行政書士会

会長 若林三知

厳しい暑さが続いておりますが、皆さまにはお変わりなくお過ごしのこととお慶び申し上げます。日頃より、本会の会務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和7年度定時総会において、引き続き会長職を務めさせていただくこととなりました。これまで賜りましたご支援に深く感謝申し上げますとともに、皆さまのご期待にお応えすべく、責任を持って誠実に会務に邁進してまいります。

今総会では、綱紀案件への対応について、さまざまご意見をいただきました。行政書士制度は、国家資格としての専門性と責任を担う私たちが、自ら規律を守り、品位を保ち、法令を遵守して社会的責任を果たすことにより支えられています。このように、国民から信頼される専門職団体であり続けるためには、本会としても常に自律と公正を保つ姿勢が求められます。

綱紀制度は、こうした信頼を制度面から支える重要な仕組みです。不適切な行為に対しては、事実に基づいて調査を行い、規則に則って適切に対応することで、組織の健全性と秩序を守ってまいります。誠実に業務に取り組む会員が安心して力を発揮できるよう、本会は、自浄機能と規律を備えた組織であらねばなりません。外部・内部の双方から信頼される本会であればこそ、真に会員を守ることにつながると考えています。今後も、会員の皆さまへの丁寧な助言や指導を重ねながら、必要に応じて毅然とした対応を行ってまいります。

本年6月6日、「行政書士法の一部を改正する法律案」が国会で成立しました。今回の改正により、第1条の目的が「使命規定」として明記され、第1条の2に「職責条項」が設けられるなど、行政書士の社会的役割と責任がいっそう明確になりました。特に「デジタル社会の進展に対応した業務の遂行」が明示されたことで、行政手続きの電子化や、地域住民や高齢者を含むデジタルデバイドへの対応など、行政書士に求められる領域は着実に広がっていくものと見込まれます。これに応えるべく、私たち自身もデジタル技術の活用や情報管理体制の強化に取り組み、業務の質を高めていく必要があります。

また、特定行政書士の業務範囲の拡大や、法人に対する両罰規定の整備など、制度全体の安定性と実効性を高める改正内容も盛り込まれました。これらの改正を通じて、本制度を内側から支える規律の枠組み、すなわち綱紀制度や職業倫理の重要性が、改めて強く認識されることになったと受け止めています。

本会では、この法改正の趣旨を正確にお伝えし、会員の皆さまが実務の現場において職業倫理とともに活かしていただけるよう、研修や情報提供の充実に努めてまいります。あわせて、会則や規則等への理解をさらに深めていただけるよう、継続的な学びの機会の提供にも取り組んでまいります。

行政書士が地域に根ざし、県民の皆さまにとって「なくてはならない存在」となるためには、制度を支える仕組みと、それを担う組織運営の両面において、私たち自身が不断の努力を重ねていくことが欠かせません。今後も、会員の皆さまが誇りをもって職務に臨めるよう、信頼される会務運営を目指して全力を尽くしてまいりますので、2年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

酷暑の折、くれぐれもご自愛くださいますようお祈り申し上げます。

相談役ご挨拶



相談役 伊藤庄吉

このたび、再び三重県行政書士会の相談役を拝命いたしました伊藤庄吉です。今回で相談役としては5期目となります。

これまで日本行政書士会連合会の副会長・常任理事、また三重県行政書士会の会長として積み重ねてまいりました経験を活かし、今後もご相談を受けた際には誠実に対応させていただく所存です。会の運営に対して積極的に何かをする立場ではございませんが、必要とされる場面において、真摯にアドバイスを申し上げてまいります。

なお本年4月に、長年の行政相談委員としての活動が評価され、旭日小綬章を受章いたしました。総務省によれば、行政相談委員の場合「瑞宝双光章」が通例であるが、先に黄綬褒章を受章した行政書士功勞もさらに加味されて、「旭日」「小綬」章となったものであり、異例ではあるとのことでした。

今後も引き続き、健康に留意しつつ、微力ながら相談役としての職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。



相談役 奥島要人

この度、三重県行政書士会の相談役に委嘱されました奥島です。

前回に引き続き、こうして本会の発展に携われる機会をいただきましたこと感謝しております。

微力ながらもこれまでの経験を活かし、少しでも貢献できるよう力を尽くしたいと思います。
何卒よろしくお願ひいたします。

各長の抱負や今後の活動、お知らせについて



副会長 米 田 智 彦

このたび、引き続き三重県行政書士会副会長の職を拝命し、身の引き締まる思いです。

現代社会において行政書士に求められる役割はますます多様化・複雑化しており、その意義と責任は日々高まっております。今期、会長の補佐役として会務が円滑に進むよう丁寧に努めるとともに、県民の皆様から寄せられる幅広いご期待に真摯に応えてまいりる所存です。また、行政書士会のさらなる発展を見据え、会員の皆様と協力しながら、地域に根差した活動を通じて県民福祉の向上にも貢献してまいります。

皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



副会長 大久保 有 規

このたび定時総会にて、副会長を拝命いたしました。前期、前々期と法規監察部長として会務に携わってまいりましたが、副会長という身に余る大役に、身の引き締まる思いでございます。

行政書士制度は、地域社会に根ざし、国民と行政をつなぐ重要な役割を担っております。社会の変化に伴い、我々行政書士に求められる業務の内容や責任も年々多様化・高度化しております。そのような中で、会員一人ひとりが法律の専門家としての誇りを持ち、安心して業務に取り組めるよう、環境整備と支援体制の強化に努め、本会が社会からより一層信頼される団体となるよう、会の運営と発展に微力ながら尽力してまいりる所存です。

会員の皆さんには、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。



副会長 中 道 登 子

令和7年度定時総会において会長指名を受け、副会長を拝命いたしました。

副会長の職務は、ひとえに会長を補佐し、各部署とのパイプ役に徹することだと考えております。

前任の副会長の皆様が、若林会長を支え、本会をより良くするための議論を重ね試行錯誤されてきたことを、総務部長として間近に見てきました。だからこそ、副会長という職責の重み

に身の引き締まる思いですが、初心を忘れることなく責務を全うできるよう誠心誠意努めてまいります。

総務部担当副会長、職務上請求書管理委員長として、厳しい姿勢で臨まなければならない場合もあります。違反を起こさせないことが第一義ですので、そのための指導管理及び情報の周知を徹底し、公明正大を旨として取り組んでまいります。

会員の皆さまお一人お一人のご理解と温かいご支援をお願い申し上げます。



副会長 加藤春美

この度の定時総会において、副会長に就任いたしました。初めての職務ですが、他の副会長とともに会長を補佐してまいります。

担当副会長として業務部、親族調査等業務管理委員会を担当しますので、部員や委員の方々が円滑に事業活動を行えるよう後方からの支援、ときにはアドバイスを行っていきたいと考えております。

今期、どうして会長から指名していただいたのか、自分に求められていることは何かを日々考えて会務を行っております。本会と会員の皆様の発展と繁栄に尽力してまいりますので、ご協力とご支援のほどよろしくお願ひいたします。



総務部 部長 郡山方正

今期、総務部長の大任を拝命しました郡山方正と申します。前期の総務部副部長の経験を活かし、三重会のため三重会所属会員皆様のため、粉骨碎身し、微力ではありますが、会務に努める所存ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今期の総務部は、前期より引き継いだ各案件につきまして着実に対処してまいります。会費の長期滞納者に対する対応、日々寄せられる苦情に対する対応、会員の皆様の諸手続きのサポート等総務部は多岐にわたる会務を担っておりますが、会務運営が滞ることなく総務部および事務局とともに一丸となり邁進する所存でありますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。



業務部 部長 萩野剛弘

この度、業務部部長を拝命いたしました桑員支部の萩野剛弘です。

初めての理事でありながら、このような大役を仰せつかるには微力であることは十分承知しております。

これまで業務部として先輩方が行ってきた良い部分はそのままに、新しいことも少しづつチャレンジしていきたいと考えています。

会員の皆様の率直なご意見、ご指導、ご協力等をいただきながら部会の業務に取り組んでいきたいと思っております。

任期二年間、業務部部員と力を合わせて部の活動に取り組んで参りますので宜しくお願ひ申し上げます。



広報部 部長 朝 熊 祥 文

このたび、広報部部長を拝命いたしました朝熊祥文です。身に余る役職ではございますが、皆さまのお力添えをいただき、微力ながら誠心誠意努めてまいります。

はじめに今回の行政書士みえ107号の発行にあたり、執筆のご協力をいたいた皆さまへ急な執筆依頼にもかかわらず、快くご対応いただきましたこと心よりの感謝を申し上げます。

広報活動は、行政書士という仕事や当会の取り組み等を広く知っていただく重要な役割を担っています。会報誌をはじめ、ホームページやSNSなど多様な手段を活用し、分かりやすく、親しみやすい広報を目指してまいります。

広報部一丸となって最大の使命である「行政書士の認知度向上」に取り組んでいきますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。



法規監察部 部長 西 尾 侑 己

このたび、法規監察部長を拝命いたしました尾鷲支部の西尾侑己です。理事としては2期目で微力ではありますが、皆様の信頼にお応えできるよう、誠心誠意職務に取り組んでまいる所存です。

さて、法規監察部では、会則施行規則第13条(4)にある業務として、行政書士法等の調査研究、会則及び諸規則等の整備、非行政書士の排除活動、そして監察活動等の業務を分掌することとなっています。

会員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、信頼と誇りの持てる行政書士会の実現に向けて邁進してまいります。今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



理 事 伊 藤 純 一

桑員支部の伊藤純一です。桑員支部からは推薦を受け、理事に就任いたしました。担当職務は、総務部の部員として活動させていただきます。過去においては公益社団法人の役員として係わっていたこともあります。その経験を活かして、委員会等の業務を通じて会の運営に貢献させていただきたいと思います。

どうかよろしくお願ひします。



理事 篠原一志

法規監察部副部長を拝命しました。よろしくお願ひいたします。さて、私の尊敬する偉人に山内容堂という人が居ます。第15代土佐藩主で、幕末四賢侯の一人ですが、明治維新を遅らせた悪人と評されています。しかし、実際には大政奉還を実現し、日本を未曾有の争乱から守った陰の功労者でした。悪人にしか見えないが実は功労者というケースは少なくありません。世間の常識に惑わされず、本質を見極めた上で行動するよう努めます。



理事 中川賢一

四日市支部の中川賢一です。平成27年11月に三重県行政書士会に入会して10年目となります。役員経験は支部役員も含めて初めてとなります。三重会の発展のために頑張りますので、よろしくお願ひします。

業務部は12月の新規入会会員研修の実施が大きな事業となります。私もそうでしたが実務経験なしで登録した新入会員の方はどうやって実務をやっていくのか不安だと思います。その不安を少しでも取り除けるような研修にしていきたいと思います。



理事 大塚陽

今回で理事2期目となり、前期に引き続き、法規監察部に所属させていただきます。行政書士法の研究、会則や規則の調査・整備等の業務に加えて、今年も、有意義な業界問題研修を開催できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

また、申請取次行政書士管理委員会の業務と、法律講座WGの法教育出前授業も積極的に活動していきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。



理事 鈴木由紀子

鈴鹿支部の鈴木由紀子でございます。総務部を担当させていただくことになりました。

会務に携わるのは初めてのことでございまして、至らぬところがあるかと存じますが、精一杯尽力させていただく所存でございます。

また、総務部の業務は、会員の倫理、苦情対応、財産管理等と多岐にわたります。郡山部長のご指示のもと微力ながらお役に立てるよう務めてまいります。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

理 事 前 川 忠 浩



このたび、理事に就任することとなりました鈴鹿支部の前川忠浩と申します。開業間もない私に、このような重責が果たせるものか不安や戸惑いばかりでございますが、お引き受けした以上は、微力ながら誠心誠意努力して参る所存です。よろしくお願いいたします。

理 事 窪 崎 孝 充



この度、伊賀支部よりご推薦をいただき、三重県行政書士会総会で理事職を拝命いたしました窪崎孝充と申します。これまで行政書士業務のみを行い、本会の活動等にはまったく参加しておりませんでしたが、これを機に本会の活動にも見識を広げ、配属された総務部で、三重会で活動される先生方全ての手助けができるよう尽力していきたいと思いますので、皆様、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

理 事 山 岡 修



業務部に配属された山岡です。僕はこれまで多くの研修会で勉強させていただきました。実際にやったことがない・これからも縁がないかもしれないといった業務でも、疑似体験できる・知識としてストックできる機会は本当に貴重だと思います。これから2年間は運営設営に携わりながら皆様とともに学んでいきます。よろしくお願いいたします。

理 事 澤 井 利 文



このたび、三重県行政書士会理事を拝命いたしました澤井利文です。理事としての責任を自覚し、会員の皆様の声を大切にしながら、三重県行政書士会の発展と地域社会への貢献に寄与していきたい所存です。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

理 事 後 藤 大 輝



津支部の後藤大輝（ごとうひろき）と申します。

今期から理事に就任しております。津支部では副支部長も兼務しております。

本会の広範な会務の中で私自身がどれだけお役に立てるのか、本原稿執筆時点では皆目見当がついておりませんが、行政書士会会員先生方の温かいご指導を賜りな

がらお務めをしていきたいと考えております。どうか、よろしくお願ひいたします。



理 事 小林マイケルアンジエロー

本年度より理事2期目を迎えることとなり、引き続き会務に尽力してまいります。

本年度は、広報部副部長、申請取次行政書士管理委員会委員、ならびに特別事業運営委員会の一員として活動いたします。

それぞれの分野で、会員の皆様にとって有益な情報発信や事業運営を心がけ、行政書士制度の発展と信頼向上に貢献できるよう、誠心誠意努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。



理 事 小川 祐

この度、理事に選任され、法規監察部員としての重責を担うことになり、一言ご挨拶させて頂きます。

行政書士としての経験も浅く知識不足の点も多々ありますが、部長をはじめ副部長、諸先輩方の指導の下、少しでも会員皆様のお役に立てるよう自己研鑽し、会務に取り組む所存でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。



理 事 中村 恒

初めて理事に就任した際、新会長から「理事は会員の負託を受けた存在」とのお言葉をいただき、その重責に不安を感じたのを今でも覚えています。

以来、諸先輩方の姿勢を学びながら理事のあるべき姿を模索してきました。再び理事を務めるにあたり、これが最後の務めとの覚悟で新たな気持ちで臨みます。



理 事 米倉 淳二

こんにちは、大紀町の米倉淳二です（伊勢支部）。

支部理事は今年で二期目です。今回三重県行政書士会理事を仰せ使い、重責を感じております。

町役場建設課長、三重県建設事務所管理課を経て4年前に士業の登録を致しました。

今回、業務部の一員として業務にあたり、経験を活かし関係各所官公庁との連携を密にとり、特に非行政書士の排除に努めたいと思います。宜しくお願ひします。

理事 河 村 啓



このたび理事に就任させていただきました、鳥羽志摩支部の河村です。
広く会員の皆様のご意見に耳を傾けながら、公平で開かれた運営がなされるよう
尽力してまいりますので、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

理事 須 川 裕 充



この度、理事を仰せつかりました 須川裕充（すがわひろみつ）と申します。
過日開催された理事会に初めて出席させていただき、本会には多くの課題や懸案
事項があることを実感しました。本会役員、事務局の方々には、何かとご迷惑をお
かけすることばかりかと思いますが、2年間よろしくお願いします。

桑員支部 支部長 中 村 五十六



このたび、桑員支部支部長に就任いたしました中村五十六です。微力ではござい
ますが、2年間努めてまいります。支部運営においては、これまで行われている親
睦会やレクリエーションなどを継続し会員相互のつながりを大切にしながら、実務
に役立つ研修や地域貢献活動、若手会員の育成にも力を入れてまいります。また、行
政・他士業・関係団体との連携も一層強化し、地域社会に貢献できる支部を目指していきたいと考え
ています。

桑員支部では、地域に根ざした身近で頼れるまちの法律家として、日々多様な業務に取り組んでおら
れる会員が大勢おられ、企業支援や相続・遺言に関する相談、外国人の在留手続など、多岐にわたる分
野で市民の皆様の信頼をいただいています。桑員支部におきましても、桑名市無料相談会の開催や地域
との連携事業など、社会貢献活動を積極的に行っており、引き続き行なっていきます。

また、桑員地域では東海環状道のICが4月いなべ市北勢町に開通し物流企業が数社進出しており、交
通の利便性や産業の多様性に恵まれた多岐にわたるご相談・ご依頼が増加すると思われます。名古屋圏
に近いという利点を活かしつつ、桑員地域ならではの魅力と強みを発信し、次代につながる支部運営を
を目指して努力してまいります。

今後も、会員の皆様と力を合わせ、地域社会に貢献できる支部運営を目指してまいります。会員の皆
様、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



四日市支部 支部長 三 津 圭

前期から引き続き四日市支部支部長をさせていただきました三沢です。前2年間は、コロナで休止していた活動を元に戻すことを目標に活動してきましたが、おおむね目標は達成できたかと思います。

これから2年間は、三重県で最大の会員を擁する支部として、支部会員の皆様が四日市支部で良かったな！と思ってもらえるような活動を、そして、支部からの意見を積極的に本会に上げていく…そんな活動をしていきたいと考えています。

令和7年度、令和8年度の2年間、どうぞよろしくお願ひいたします。



亀山支部 支部長 櫻 井 好 基

前年度に引き続き、亀山支部支部長をさせていただきました櫻井です。コロナ禍という社会的な制約で活動が難しかった時期を終え、地域社会の高齢化の進展に伴う相続等に関する相談ニーズが顕在化してきているように思えます。

当支部でも、近隣支部の動きを踏まえ、無料相談会の取組を増やしています。例年の10月の広報月間、令和6年から始めた2月の行政書士記念日に加え、今年は新たに7月に市社会福祉協議会と連携し、そのセミナーに関係して実施することとしています。

とりわけ行政との連携した取組は、良好な相互関係を築けることから、行政書士活動広報、支部活動にとり、大きな意味を持つものと実感しております、今後とも他機関との連携を模索していきたいと考えています。

一方、少ない人員と予算の制約から、活動の量的な拡大はなかなか難しい面がありますが、地域社会の変化をとらえつつ、少しずつ活動を増やしていくべきと考えています。



鈴鹿支部 支部長 谷 田 義 弘

このたび、令和7年3月2日に急逝された故坂井前支部長の後を引き継いで、鈴鹿支部定時総会にて、支部長を仰せつかりました谷田義弘と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は税理士との兼業ですが、たいへん間口の広い業務を担う行政書士の社会的な認知を少しでも向上できればと考えております。昨年度まで、2期4年にわたる副支部長経験を活かしつつ、たとえば、これまでに年3回程度の行政書士相談を、毎月に拡大できた行政書士による市民相談の経済的負担を市にも陳情して、支部会員への還元につなげてまいります。

また、鈴鹿支部における課題の一つは、役員の引き受け手を始め、支部活動の担い手が少ないことが挙げられます。今後は支部会員との連絡網を整備し、支部運営に加えて、会合や行事などへ会員が参加できるように取り組んでまいります。

このようなことを思いつつ、支部長の大役をお引き受けいたし、身の引き締まる思いではございますが、これまでにはなかった新たな出会いにも胸を膨らませながら、任期を終えるころには、「支部長をやらせていただけてよかったです！」思えるよう邁進いたしますので、ご理解ご協力の程、お願ひ申し上げます。



伊賀支部 支部長 長谷川 明世

この度、2期目の伊賀支部支部長を務めさせていただきます長谷川明世です。

今期では、1期目で見えてきた問題（例えば広報月間における相談会等）をどのように具現化するが課題になります。会員にとっては最も身近な支部活動です。大切な会費がより会員に還元できるものになるよう、新体制の支部役員とともに運営していきたいと思っております。

伊賀支部は、今年度既に4名の新入会員を迎えて現在61名となりました。

伊賀地域で「行政書士」を根付かせていただいた諸先輩先生方に敬意を表し、次世代を担う行政書士にその諸先輩方の胸中を伝えていくことも役目だと思います。まだまだ模索の日々が続きそうです。

皆様方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



津支部 支部長 澤井 利文

このたび、三重県行政書士会津支部の支部長を拝命いたしました澤井利文です。津支部の運営に支部長として携わる責任の重さを感じる次第です。これまで津支部を支えてこられた先輩方のご尽力に心より敬意と感謝を申し上げます。

支部役員の約半数の方が入れ替わり、行政書士登録から間もない役員の方も多くおられます、互いに協力しながら支部活動に取り組んでまいります。

これまでの支部活動の内容を踏襲していくことになりますが、役員の方々の意見を取り入れながら進めていきたいと考えております。すべての意見を反映することは困難ですが、少数の意見の中には良い意見もあります。できる限り汲み取っていきたい所存です。

今後とも、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



松阪支部 支部長 長戸 太志

この度、松阪支部総会におきまして、支部長に就任させていただきました長戸太志と申します。まだ登録をしまして5年余りの若輩でございますが、諸先輩方や若手会員の、ご協力をいただきながら支部会員が地域の方々の権利利益の実現に資する活躍を使命として、微力ではありますが支部長として精一杯やっていく所存でございます。

今年に入り会員数も80名を超えており、皆様のご意見を拝聴しながら、会員同士の親睦や研修に

力を入れて、松阪支部の良き伝統を守っていきたいと考えておりますので、これからもよろしくお願ひ申し上げます。



伊勢支部 支部長 福田 幸

5月の支部総会において新しく支部長として信任をいただきました福田です。

経歴は、三重県職員として昭和46年に採用され、妻を急病で亡くしたこともあり定年を3年余して平成22年に退職し、この機に行政書士登録を同年5月に行い、妻の実家（元々空きテナント）を借り受けて事務所を開業しました。

支部役員2期4年務め昨期は本会理事として「広報部」に所属しました。

役員になるきっかけを作っていたのが大西金重会員で、その大西会員とは「サッカー競技の普及」が縁で40年近く、共に少年団の監督、コーチとして切磋琢磨し、老いてからはサッカー協会の理事長・事務局長のコンビで長年サッカー競技の普及に携わってきました。

中村前支部長から今期は私と後任を受け、この1年間中村前支部長と行動を一にしてその職責を学んで参りました、今後2年間その経験を活かし伊勢支部の発展に寄与したいと思います。



鳥羽志摩支部 支部長 河村 啓

鳥羽志摩支部の支部長に就任いたしました河村です。

支部規程によれば「支部長は、支部を統括する。」とあります。「統括」とは「ばらばらのものをまとめる」と辞書にはあります。支部長は支部会員各々の意見を取りまとめる役割と理解しています。

そこに上下の関係はなく、いわゆる「同輩中の首席」程度の意味だと自身は理解しています。慢心することなく広く支部会員の意見に耳を傾け、公平な支部運営に努めてまいります。



尾鷲支部 支部長 北村 琢磨

このたび、支部総会におきまして尾鷲支部支部長の大任を仰せつかりました北村琢磨と申します。

尾鷲支部は、尾鷲市と紀北町の会員10名で構成されております。

支部会員の皆は、様々な経歴、得意分野を持っており、小さな支部であることを良い事としてフットワーク良く、会員相互に横の連携を図りながら、相談会をはじめとした地域貢献もできるよう、支部運営を行っていきたいと存じます。

昨年度は、当支部からの投げ掛けによって尾鷲市役所と連携した罹災証明の研修を初めて行う事ができ、大変有意義なものになりました。

引き続き、行政や他支部の皆様等と連携・交流ができる機会を望んでおりますので、よろしくお願ひいたします。



熊野支部 支部長 須川 裕充

この度、初めて熊野支部支部長を仰せつかりました 須川 裕充です。

熊野支部は、熊野市、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町の一市二町の会員12名で構成されております。

県内最南端の小規模支部であり、大規模・中規模支部と同様の活動は困難な現状にありますが、引き続き「熊野市ふるさと祭り」での相談業務、啓発活動などと共に、支部会員間の交流を続けていきたいと考えております。

本会役員、事務局の方々には、何かとご迷惑をおかけすることも多いと思いますが、2年間よろしくお願いします。

自動車封印業務管理委員会 委員長 芝野 拓磨

このたび、自動車封印業務管理委員会の委員長を拝命いたしました芝野拓磨です。まだまだ経験も浅く、私に務まるのかという不安もありましたが、自動車関係業務は私自身が日々取り組んでいる分野でもあり、微力ながら委員会に貢献できればと考えております。

封印業務は、行政書士が扱う実務の中でも現場性が強く、行政書士自身が直接ナンバーを取り付け、封印を施すという、手を動かして社会に貢献できる業務です。

前委員長が、制度変更や実務上の課題に丁寧に対応し、委員会の基盤を築いてくださいました。私もその流れをしっかりと引き継ぎながら、今後も制度改正や運用の変化に柔軟に対応し、会員の皆さまが安心して封印業務に取り組めるよう努めてまいります。

申請取次行政書士管理委員会 委員長 大塚 陽

海外で働いていた経験から、外国人にとっての在留資格の重要性を感じ、国際業務をメインに仕事をしています。在留外国人の数は、年々、増加傾向にあり、申請取次行政書士の入管手続きは、今後も増加することが予想されます。

昨年、日行連「行政書士職務基本規則」の「申請取次行政書士等の規律」が施行されました。また、技能実習制度に代わり、新しく育成労制度の施行が予定されています。日々変化する関係法令に関する正確な知識の習得に励みつつ、申請取次業務が適法かつ適正になされるよう努めてまいります。

暴力団等排除対策委員会 委員長 大久保 有 規

このたび、暴力団等排除対策委員会委員長を拝命いたしました。

暴力団をはじめとする反社会的勢力の排除は、行政書士制度の信頼を守るうえで極めて重要な課題であり、同時に、地域社会の安全と秩序を確保するための不可欠な取り組みでもあります。本委員会では反社会的勢力との関与を未然に防止するための啓発活動として不当要求防止責任者講習を引き続き実施してまいります。

委員会の責務を自覚し、全力で取り組んでまいりますので、会員の皆さんにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

親族調査等業務管理委員会 委員長 天 春 隆 子

初めて本会が親族調査の契約を結んだのは、平成24年四日市市とだったと記憶しております。当時の支部長を始めとする役員の方々の、「何か行政書士としてお役に立てることはないか」というお考えの下、成年後見における親族調査業務を三重会が受託することになりました。その後、仕事で四日市市役所へ赴いた際、ある担当者から、資産税課でも親族調査で困っているとお聞きし、それがきっかけで新たな契約へ結びつくことができました。このように、私たちの周りには、「何か行政書士としてお役に立てることはないか」という考えを持ってさえいれば、会員のどなたでもこの事業に協力していただくきっかけになります。

ただし、相手先様にも事情が生じ、契約の継続がかなわなくなる場合もあります。時代の流れによって、我々の「何か行政書士としてお役に立てることはないか」の役に立ち方は変化していくのだと思います。当委員会では、その辺りも踏まえて今後の活動を行ってまいる所存です。

今年度も親族調査等業務管理委員会の活動に、ご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

職務上請求書管理委員会 委員長 中 道 登 子

令和7年4月1日、特別委員会としての「職務上請求書管理委員会」が発足いたしました。委員会では、毎月第2・第4火曜日、提出された請求書が適正に使用されているかを確認し、不備が見受けられた場合は適切な指導を実施した上で払い出しを行っています。

言うまでもなく、職務上請求書の使用及び管理については個人のプライバシーに触れるものとして、私たち行政書士は重大な責任を負っています。補助者が使用する場合であっても雇用主である会員の指示管理のもとで、適正な使用を徹底しなければなりません。

私たち委員一同、記載要領や取扱いに関する知識の向上と研鑽を重ねてまいりますので、会員の皆さんも、今一度、「職務上請求書取扱い説明書（令和5年4月21日）」をご熟読いただき、不備のない使用を心掛けてくださいますようお願い申し上げます。

苦情対応委員会 委員長 橋 本 俊 雄

1 苦情対応準備委員会から苦情対応委員会の発足へ

昨年度から苦情対応に関する検討を行ってきた「苦情対応準備委員会」ですが、約1年の準備期間を経てよいよ本年度から「苦情対応委員会」として正式に発足することになりました。これまで準備委員会では、全6回の委員会開催、苦情対応委員会規則（本年4月1日施行）、苦情対応運営細則（案）、苦情対応マニュアル（案）、苦情対応フロー図（案）などの規程類の検討・作成を行ってきたところです。

2 苦情対応委員会の構成、役割、職務

本委員会は総務部の下に設置され、4名の委員でスタートします。

本委員会の役割（目的）は、本会会員の業務に関する依頼人からの苦情を受け付け、適正に対応し、もって本会の社会的責務を全うすることにあります。

そして、①苦情の受付、並びに事実確認のための調査及び必要な対応、②苦情申出者に対する通知及び説明、③受け付けた苦情に関する調査状況の把握及び記録の保管が本委員会の職務となります。

3 会員の皆様へ

以上のように、ようやく本会におきましても、依頼人からの苦情に対応する専門的な組織体制を整えることができました。そのことによりこれまで以上に苦情に対する迅速かつ適切な対応が可能となり、依頼人の安心に繋がり、ひいては本会及び行政書士への信頼の向上にも資するものと考えます。

しかしながら、苦情はないに越したことはありません。会員の皆様におきましては、なお一層業務の適正な遂行に努められることをお願い申し上げる次第です。

行政書士試験WG 代表

当ワーキンググループでは、毎年11月の第2日曜日に全国一斉開催されます行政書士試験の会場準備・運営を行っております。

本年度も開催予定の11月9日（日）に向けてワーキング一同、会場の下見や会議をかさね準備を進め参ります。

本試験の際には、例年通り会員の皆様にも試験監督員・本部員としてご助力をお願いする場面も多くなるかと存じますが、無事試験当日を終えられるよう、皆様のあたたかいご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

経審WG 代表 帯 山 勝一郎

経審WGは三重県と締結された「経営事項審査に関する支援業務委託契約」に基づいた事業の推進を行っております。委託内容は毎月開催される経営事項審査について、特別の研修・研鑽を積んだ経営事項審査業務処理要員（以下「要員」という。）が県下に10ある建設事務所に赴き、審査支援業務を行うことになっております。また委託契約に付随し、三重県ホームページ内「建設業のための広場」に掲載

されている「経営事項審査申請の手引き」の編集にも携わっております。経審WGでは主に要員の配置、要員義務研修会及び新規要員募集を実施しており、令和6年度も遅りなく実施いたしました。

今後はさらに電子申請の件数が増える傾向にある中、現在は各建設事務所での経審審査開催日に紙申請と電子申請が混在しており、電子申請者の時間的制約と要員の処理負担が増えていることから、令和8年度より毎月県下の全電子申請のみを審査する日程を設けることを検討しております。

令和7年8月には新規要員募集を行い、秋頃に実力測定を実施しますので、応募要件となっている建設業関連の業務実務経験のある方は是非応募ください。

また、建設業関連の業務実務経験はないが、要員となって審査業務に携わりたいという方に対して、令和8年3月に経審要員養成講座を開催する予定です。本講座を受講し一定レベルの業務知識の達成が認められれば、令和8年8月の新規要員募集に応募可能となります。こちらも是非応募ください。

災害時支援WG 代表 郡 方 正

災害時支援WGでは、「災害復興支援員の登録」会員の募集を推進してまいります。

この制度は、令和6年9月25日付で「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を踏まえ「災害復興支援ボランティア」を募集していましたが、令和7年3月28日付で、日行連が名称を「災害復興支援員」に改め、再度募集を行いました。

これは、将来的な大規模災害の発生に備え、被災者支援活動に係る人的支援体制の充実強化を図り、一日も早い被災地の復旧・復興に寄与することを目的としています。

三重県においては、南海トラフ地震発生時、計り知れない被害が想定されております。また、昨年の能登半島地震で石川会が経験したことから、皆様にこの制度に登録していただけるよう努力してまいりますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

特定行政書士WG 代表 廣瀬 悟

特定行政書士WGは主に特定行政書士法定研修の考查実施協力をおこなっておりますが、今回は紙面をお借りして特定行政書士法定研修についてご紹介させていただきます。

平成27年度より開始された「特定行政書士法定研修」につきましては、10年を経て、現在全国で6000名の特定行政書士が誕生しています。三重県行政書士会では82名が特定行政書士として登録しております。これは本県会員（738名 6月23日現在）の11%です。

研修内容については、以前は県内の1カ所の会場に集合しての研修でしたが、現在は中央研修サイトを利用したVOD方式で受講者の都合のいい時間にネットの利用できる場所でマイ・ペースで講義を受けられるようになっております。今年の研修申込みは4月1日から6月30日で既に閉め切っておりますが、研修期間は8月1日から9月15日の間に約18時間（1時間×18コマ）の研修サイトでビデオ受講し、10月19日（日）午後2時から2時間の考查を津市の会場で行う予定です。

本年度の法定研修の募集要項については、ネットで「月刊 日本行政」を検索し、バックナンバー（2025年3月号 №628）に掲載されておりますのでご覧ください。

会員のみなさまには、来年度になりますが積極的な特定行政書士法定研修の受講をお願い申し上げます。

（「日本行政」には、毎号「秋桜日記～特定行政書士への誘い～」という物語が連載されていますので参考にして下さい。）

法律講座 WG 代表 久保田 剛 司

法律講座ワーキンググループの代表を務めさせていただきます鈴鹿支部の久保田剛司と申します。

昨年新設されました当ワーキンググループは、学生向けの身近な法知識や高齢者向けの防犯講座などを実施するとともに県内各種団体に行政書士の存在をPRすることにより、行政書士の認知度と信頼感を高めることを目的としております。ほかの士業に比して行政書士は市民からその業務内容がわかりにくい存在です。

行政書士が頼れる存在として認知されることは、市民の皆様にとってだけではなく会員の皆様の利益にもつながると考えております。本年度も引き続き行政書士の存在をより広く認知していただき市民にとって頼れる存在と思っていただけるよう活動していきたいと思います。

行政書士ADRセンター三重 センター長 阪 幸 子

このたび、行政書士ADRセンター三重のセンター長に就任いたしました阪幸子です。

副センター長としての4年間の経験を活かし、ADR事業のさらなる発展に取り組んでまいります。本年4月には、当センターとして初となる調停が無事合意に至り、大変喜ばしいスタートを切ることができました。これもひとえに、運営委員および調停人候補者の皆様にご尽力いただいた成果であり、心より感謝申し上げます。ADRは裁判によらずに紛争を解決する有効な手段であり、より多くの悩みを抱える方々の助けとなるものと信じております。会員の皆様におかれましても、ADRの意義をご理解いただき、さらなる普及にご協力いただければ幸いです。今後とも、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年 新年賀詞交歓会の報告

副会長 加 藤 春 美

令和7年1月12日（日）、ホテルグリーンパーク津において、三重県行政書士会と日本行政書士政治連盟三重会との共催による新年賀詞交歓会が開催されました。ご来賓、会員合わせて約100名以上の方にご参加いただきました。

若林会長は「昨年は、『行政書士制度の理解及び行政書士法遵守に関する請願』が津市議会、松阪市議会、四日市市議会で採択された」と話し、ご支援いただいた市会議員の皆様に感謝を述べました。そして、社会が急速に変化する中で、「行政書士には国民と行政をつなぐ架け橋として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献するという使命がある。そのため会員一人ひとりが行政書士の責務と倫理をしっかりと自覚し、さらなる資質の向上を目指すことが重要である」と挨拶し、続いて日政連三重会小林徹也会長が挨拶しました。

ご来賓として、出席していただいた三重県知事一見勝之様、衆議院議員田村憲久様、衆議院議員中川康洋様、衆議院議員福森和歌子様、参議院議員吉川ゆうみ様にそれぞれご祝辞を頂戴しました。

その後、鏡開きが行われ、三重県議会議長稻垣昭義様の乾杯のご発声により、祝宴が始まりました。

本年もご来賓の皆様と会員との交流が盛んに行われていました。中締めを日政連三重会の加藤幹事長が行い令和7年新年賀詞交歓会は終宴となり、最後に、天春副会長が閉会の挨拶を行いました。

当日は、県内の多くの市町で成人式が行われている中、ご出席いただきました皆様に心より感謝申し上げます。引き続き、当会の活動にご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

来賓の挨拶



三重県知事 一見勝之様



衆議院議員 田村憲久様



衆議院議員 中川康洋様



衆議院議員 福森和歌子様



参議院議員 吉川ゆうみ様

鏡開き

三重県議会議長 稲垣昭義様



～御来賓～

三重県知事 一見 勝之様
鈴鹿市長 末松 則子様
(代理) 竹下 直哉様
衆議院議員 田村 憲久様
衆議院議員 中川 康洋様
衆議院議員 福森和歌子様
衆議院議員 岡田 克也様
(代理) 村上 宏幸様
衆議院議員 鈴木 英敬様
(代理) 中川 尚昭様
衆議院議員 川崎 秀人様
(代理) 永田 真巳様
参議院議員 吉川ゆうみ様
参議院議員 山本佐知子様
(代理) 田村 賢治様
三重県議会議長 稲垣 昭義様
三重県議会議員 石田 成生様
三重県議会議員 川口 円様
三重県議会議員 倉本 崇弘様
三重県議会議員 小島 智子様
三重県議会議員 杉本 熊野様
三重県議会議員 谷川 孝栄様
三重県議会議員 津田 健児様
三重県議会議員 中嶋 年規様
三重県議会議員 中瀬吉初美様
三重県議会議員 西場 信行様
三重県議会議員 舟橋 裕幸様
三重県議会議員 山内 道明様
三重県議会議員 芳野 正英様
津市議会議員 伊藤 哲也様
津市議会議員 柏木はるみ様
津市議会議員 福田 慶一様
四日市市議会議員 谷口 周司様
松阪市議会議員 小野 建二様
松阪市議会議員 東村 佳子様
松阪市議会議員 米倉 芳周様
桑名市議会議員 近藤 浩様

鈴鹿市議会議員 曾我 正彦様
菰野町議会議員 廣田 直己様
多気町議会議員 坂井 信久様
一般財団法人 建設業情報管理センター
東日本支部長 小倉 貴良様
一般社団法人 三重県建築士事務所協会
副会長 山本 覚康様
一般社団法人 三重県産業廃棄物協会
会長 堀川 勉良様
一般社団法人 三重県自動車整備振興会
会長 竹林 武一様
株式会社日本政策金融公庫
津支店長 浅沼 靖司様
株式会社ワイス
代表取締役 福澤 直樹様
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
三重県支部 支部長 伸西 秀子様
公益社団法人 三重県公共団体登記土地家屋調査士協会
代表理事 市野浩太郎様
消費者市民ネットワークみえ
事務局長 橋本 直行様
東海税理士会 三重県支部連合会
会長 中川 直之様
日本公認会計士協会 東海会
副会長 清水 俊行様
日本弁理士会東海会 三重県地区会
地区会長 小林 宣延様
三重県司法書士会
会長 山本 一宏様
三重県社会保険労務士会
会長 岡寄 佳男様
三重県生活協同組合連合会
代表理事・会長理事 茂木 穂様
三重県中小企業団体中央会
事務局長 白木 宏範様
三重県土地家屋調査士会
会長 川井 一浩様

三重県行政書士会
顧問税理士 岡本 孝三様
三重県行政書士会
顧問弁護士 倉田 嚴圓様

～ご祝電を頂戴した皆様～

桑名市長 伊藤 徳宇様
四日市市長 森 智広様
亀山市長 櫻井 義之様
名張市長 北川 裕之様
松阪市長 竹上 真人様
菰野町長 諸岡 高幸様
衆議院議員 田村 憲久様
衆議院議員 岡田 克也様
衆議院議員 鈴木 英敬様
衆議院議員 川崎 秀人様
衆議院議員 下野 幸助様
参議院議員 山本佐知子様
参議院議員 吉川ゆうみ様
三重県議会議員 今井 智広様
三重県議会議員 青木 謙順様
三重県議会議員 三谷 哲央様
三重県議会議員 森野 真治様
津市議会議員 小野 欽市様
津市議会議員 佐藤 有毅様
津市議会議員 吉川 一正様
伊賀市議会議員 西口 和成様

令和7年度 三重県行政書士会定時総会の報告

副会長 中道登子

令和7年度三重県行政書士会定時総会は下記のとおり開催されました。

記

日 時：令和7年5月23日（金）午前10時30分開会

場 所：ホテルグリーンパーク津

出席者：401名（会場出席155名、委任状出席246名）

議長：橋本 俊雄 会員（四日市支部）

副議長：藪 裕子 会員（松阪支部）

議案第1号 令和6年度会務経過報告

議案第2号 令和6年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録及び収支計算書の承認について

議案第3号 令和7年度事業計画（案）について

議案第4号 令和7年度収支予算（案）について

議案第5号 三重県行政書士会会則改正（案）について

議案第6号 役員の改選について

多数の会員ご出席のもと、各議案に対し活発な質疑応答が行われ、議案第1号から第5号まで原案どおり承認可決されました。

また議案第6号につきましては、選挙管理委員会の厳正なる運営により選挙が行われ、その結果、若林三知会員（四日市支部）が会長に選出され、令和7年度が新体制にてスタートいたしました。

その後の式典においては、三重県知事 一見勝之 様をはじめ多数のご来賓ご臨席の中、本会活動に貢献された会員に対し三重県知事表彰及び会長表彰が華やかに執り行われました。三重県知事表彰では、一見知事からお一人お一人に賞状が授与されました。受賞者の皆様、本当におめでとうございました。

その後、日本行政書士会連合会会長、三重県議會議長、津市長、日行連中地協会長からご祝辞を賜りました。ご臨席賜りましたご来賓の皆さま、出席くださった会員の皆さま、誠にありがとうございました。今年度も会員の皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

県知事表彰受賞者

天春 隆子（四日市）	岡寄 佳男（四日市）	山本 成樹（四日市）	松永 哲也（亀山）
野呂 幸伸（鈴鹿）	稲森 たね（津）	金谷 和典（松阪）	山越 一（松阪）
宿 典泰（伊勢）	池上さゆり（熊野）		

三重県行政書士会会长表彰受賞者

橋本 堅（桑員）	平松 正繁（桑員）	田畠 早苗（桑員）	乾 容治（桑員）
小倉 慎司（四日市）	廣瀬 克彦（四日市）	土田 繁（四日市）	福森 弘二（伊賀）
野田 忍（津）	田中 芳章（津）	猪子 武（松阪）	宇田 繁俊（松阪）



挨拶をする若林会長



記念式典での県知事によるご祝辞



知事表彰



令和7年度 日本行政書士会連合会定時総会の報告

副会長 中道登子

令和7年度日本行政書士会連合会定時総会が下記のとおり開催されましたのでご報告いたします。

記

日 時：令和7年6月19日（木）午前10時45分～午後4時00分

令和7年6月20日（金）午前9時00分～午前10時00分

場 所：東京プリンスホテル2階「鳳凰の間」 東京都港区芝公園3-3-1

出席者：会長 若林三知、副会長（米田智彦、大久保有規、中道登子）、

日政連三重会長 小林徹也

総会に先立ち、午前10時00分から、総務大臣表彰 表彰状授与式が執り行われ、31名の会員が受賞されました。

総会では、議長に吉田 修（佐賀会）、副議長に田中雄一（福岡会）が選出され、下記について審議されました。

議案第1号 令和6年度事業報告

議案第2号 令和6年度決算報告

議案第3号 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（1）

議案第4号 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（2）

議案第5号 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（3）

議案第6号 令和7年度事業計画（案）

議案第7号 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）

議案第8号 令和7年度予算（案）

議案第9号 役員の改選

このうち、第3号議案は、国家資格等情報連携・活用システムを利活用するため会員の個人番号の提供を義務化し、日行連が職権で名簿登録事項を変更することができるよう改正するものであり、第4号議案は、「行政書士法の一部を改正する法律案」が令和7年6月6日成立したことを受け改正されるもの、第5号議案については会員1人につき、現行1か月金1,000円の会費を、1,500円に引き上げるとしたものです。

会則改正であるため議場閉鎖の中で採決が行われ賛成多数により可決承認されました。

また本年度は、高尾明仁会員（大阪会）と宮本重則会員（東京会）による会長選挙が行われ、採決の結果、宮本会員が当選、6月20日には新役員体制が発表され閉会いたしました。



令和7年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会の報告

副会長 大久保 有 規

令和7年6月6日（金）、令和7年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会が開催されました。下記のとおり、報告いたします。

記

日 時：令和7年6月6日（金）午後3時00分～午後4時00分

場 所：KKR ホテル金沢

議 案：第1号議案 令和6年度 事業概要報告の件

第2号議案 令和6年度 決算報告承認の件

第3号議案 令和7年度 事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和7年度 予算（案）承認の件

第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

（新役員一敬称略）

会 長 竹田 熱（愛知会会長）

副会長 大塚 謙二（富山会会長）

副会長 子安 幸代（愛知会副会長）

理 事 柴田 陽子（岐阜会会長）

理 事 若林 三知（三重会会長）

理 事 向井 隆郎（石川会会長）

理 事 青木 克博（福井会会長）

監 事 中道 登子（三重会副会長）

監 事 寺分 努（石川会副会長）

経理担当 中村美帆子（愛知会常務理事）

中地協会長である石川県行政書士会 向井隆郎会長のご挨拶の後、5年に1度の中地協会長表彰が行われ三重会からは7名の会員が受賞されました。続いて、石川会 宮田貢副会長が議長に選出され、議長より議事録署名人選出について説明があり、福井会 田中直孝副会長、若山大輔副会長が選ばされました。

第1号議案～第5号議案いずれも異議なく全会一致で承認可決されました。

定時総会終了後は、17時まで総会会場にて意見交換会を行いました。

今年度、宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域として4月1日に岐阜県の県内全域、5月26日に三重県の県内全域が指定されたこともあり、各単位会の周知方法、研修等の取り扱いや今後の課題について、意見が多く交わされました。



令和7年7月10日（木）、当会事務局にて日本行政書士会連合会中部地方協議会会長表彰伝達式を執り行いました。

受賞者の皆様

石田 美穂（桑員）

山川久仁子（津）

帶山勝一郎（桑員）

藤波 高幸（伊勢）

小林 徹也（四日市）

大西 金重（伊勢）

仲西 秀子（伊賀）

令和6年度 中部地方協議会 担当者会議の報告

広報部 芝野拓磨

日 時：令和6年12月16日（月）午後2時00分～午後5時00分

場 所：金沢ニューグランドホテル 本館4階

出 席 者：中地協各単位会代表者ほか

石川県金沢市において「令和6年度中部地方協議会担当者会議」が開催され、6単位会の代表者らが出席し、高齢者支援業務および外国人支援、自動車業務の分野における現状と課題について、各会からの意見・要望書をもとに意見交換が行われました。

高齢者支援業務（遺言・相続・後見）に関する協議（報告者：荻野剛弘 会員）

会議の冒頭では、成年後見制度に関する意見・要望が多く出され、裁判所報告書の全国的な統一化の動きや制度見直しに関する情報が共有されました。また、行政書士が後見業務の専門職として認知されるためには、地道な活動に加え、日行連からの制度への働きかけも必要であるという意見がありました。

加えて、個人後見と法人後見の競業・利益相反の可能性が課題として挙げられ、コスマス本部でもすでに議論が始まっていることが報告されました。

遺言・相続業務については、行政書士ならではの強みや付加価値の提示が難しい一方、相続手続きをまとめるコーディネーター的な役割に期待が寄せられました。また、行政書士個々の能力差を是正するためには、今後も研修の充実が不可欠であるという認識が共有されました。

外国人支援・会員管理に関する意見交換（報告者：浪木粲 会員）

会議では、各単位会から提出された要望に基づき、次のようなテーマで意見交換が行われました。

- ・会員処分を受けた者の他会移籍時の取扱いについては、現状では規則の差異や情報共有の不備により処分が無効となるケースがあることから、共通ルールの整備と中央への提言が必要であるとされました。
- ・富山会および石川会からは、外国人材支援に関する独自の取り組みが報告され、地元企業や自治体との連携を通じた外国人の定着支援が進んでいることが共有されました。他単位会にとっても参考となる先進的事例として注目を集めました。

自動車業務に関する協議（報告者：芝野拓磨 会員）

1. OSS申請の窓口対応の改善

他会では、紙申請とOSS申請で受付が分けられており、書類処理の迅速化が図られているとの報告がありました。三重会でも同様の改善を働きかけていく方針が示されました。

2. OSSセンター支所制度の活用促進

全国的に普及率が低いものの、看板設置による依頼増加など一定の効果が報告されており、三重会内でも支所登録を積極的に推進する必要があるとの意見が出されました。

能登半島地震復興支援事業の報告

災害時支援WG代表 郡山方正

令和5・6年度中部地方協議会の担当単位会であった石川会が図らずも令和6年元旦に大地震が発生し、多くの石川県民の方々が被災されました。

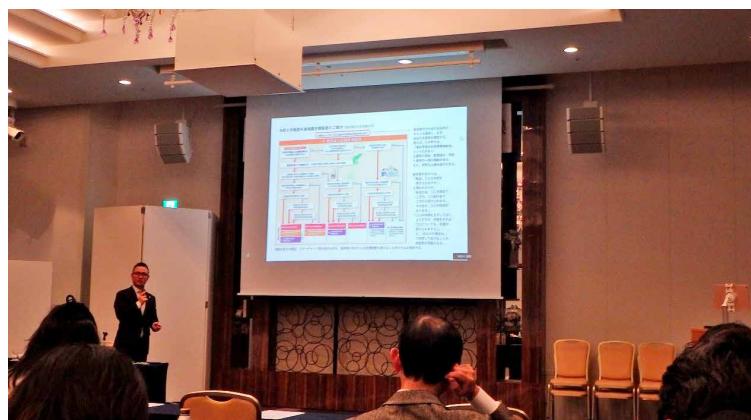
それから1年が経過した令和7年3月に石川県金沢市にて、石川会として経験された過酷な支援事業について報告会がありました。

石川会の会員の方々は、自分自身も被災したにもかかわらず、地震発生直後から石川会に寄せられた相談内容に対し、忠実にそして丁寧に対応した結果、業務のニーズが格段に増し、また同時に県民の方々から大きな期待と信頼を勝ち得たとの報告内容でした。

我々三重会は、南海トラフ地震の想定もあることから、多くのことを学べる貴重な経験となりました。



中地協各単位会会長によるパネルディスカッション



石川会 向井隆郎会長による講義の様子

老後の安心セミナー

～行政書士と公証人と一緒に考える未来の準備～の報告

広報部

令和7年3月1日（土）、三重県行政書士会と三重公証人会の共催により、「老後の安心セミナー～行政書士と公証人と一緒に考える未来の準備～」を、三重県総合文化センター「フレンテみえ」にて開催いたしました。当日は、三重県、津市、津市社会福祉協議会の後援のもと、多くの地域の皆様にご参加いただき、定員を上回る66名の聴講者で会場は大いに賑わいました。

本セミナーは、行政書士記念日事業として実施されたもので、地域の皆様の関心が高い終活や老後の備えについて、行政書士及び公証人と一緒に考える機会を提供するもので、開会直後には、遺言をテーマとした寸劇「猫と遺言～未来の約束～」を上演いたしました。親しみやすい演出で制度の大切さを伝え、参加者の関心を一気に引き寄せました。

続く講演では、加藤春美会員より「そうだったの？！遺言と相続」と題し、相続の基本と遺言の活用法について、実例を交えて分かりやすく説明されました。さらに、公証人の安田錦治郎氏からは「遺言・任意後見契約のすすめ」として、公正証書の仕組みや任意後見制度の実務的なポイントについて、具体的な事例を交えた丁寧な解説が行われました。

後半のパネルディスカッションでは、「高齢期の“もしも”に備える」「人生後半を自分らしく生きるための準備」「地域全体で支え合うために」という3つのテーマのもと、行政書士・公証人・行政職員・福祉関係職員が様々な立場から意見を交わしました。

参加者からは「多面的な視点から終活や老後の備えについて学ぶことができた」との声が多く、制度だけでなく地域とのつながりの大切さを再認識する場ともなりました。

セミナー終了後には、行政書士と公証人による無料相談会も開催され、10件の相談が寄せられました。なお、事前予約制したことにより、個別に落ち着いて相談できる環境が整い、相談者からは「安心して話ができた」「具体的な行動に移せそう」との好評をいただきました。

アンケートには52名から回答があり、「遺言や任意後見が身近に感じられた」「制度のことが初めて分かった」などの感想が数多く寄せられました。今回のセミナーは、制度の啓発にとどまらず、行政書士、公証人の認知度向上にもつながる貴重な取組みとなりました。

今後も三重県行政書士会では、身近で頼れる街の法律家として関係機関と連携しながら、地域の皆様のお力になれるよう努めてまいります。



三重県行政書士会 若林会長の挨拶



寸劇「猫と遺言～未来の約束～」



パネリスト
安田錦治郎氏
(津合同公証役場公証人)

パネリスト
小川志朗氏
(津市社会福祉協議会 津市
成年後見サポートセンター長)

パネリスト
仲西秀子氏
(コスマス成年後見 サポート
センター三重県支部長)

パネリスト
佐々木友美氏
(三重県動物愛護推進センター (三重県行政書士会副会長)
「あすまいる」所長)

コーディネーター
米田智彦氏

三重県士業・災害時における連携に関する覚書調印式の報告

災害時支援WG 代表 郡山方正

令和7年1月30日に三重県弁護士会館において報道機関を招き6士業団体（三重弁護士会、三重県行政書士会、三重県社会保険労務士会、三重県司法書士会、三重県土地家屋調査士会、東海税理士会三重県支部連合会）による「三重県災害支援活動士業連絡会」の覚書及び会則の取り交わしを含めた調印式が行われました。

この6士業団体は、南海トラフ地震の想定もあり日頃より連携はしてきたものの会則などを含めた正式な団体ではなかったが、令和6年1月に発生した能登半島地震を契機として創設されたものです。

6士業団体が連携することで、これまで対応が困難であった被災者の方々への支援をワンストップで行える可能性が大きく高まり、災害時においても県民の皆様が安心・安全に生活できる環境の実現を目的としています。



若林会長による調印の様子



報道陣にお披露目の様子

百五銀行との連携による補助金業務の報告

業務部 鷺尾 みどり

本会では、株式会社百五銀行との包括連携協定に基づき、同行の取引先企業が補助金申請を希望する際に、行政書士が申請支援を担う仕組みを構築いたしました。この連携事業は、地域企業の成長支援を目的とするとともに、行政書士の専門性を活かした新たな業務分野の創出につながるもので

本制度では、補助金申請支援を希望する百五銀行のお客様が、あらかじめ本会が作成した名簿に基づき、担当行政書士を選定する方式を採用しています。行政書士は、百五銀行・お客様との三者間契約のもと、補助金の申請に関する必要書類の収集や、事業計画書の体裁整備、申請入力作業などを担当します。採択後の交付申請や実績報告、事業化状況報告については、お客様の希望に応じて個別契約により引き続き支援を行うことも可能で

今後、新事業進出補助金やものづくり補助金をはじめ、複数の補助金公募が見込まれています。百五銀行のお客様が補助金申請を希望された際には、この名簿から行政書士が指名され、実務を担うことになります。

本名簿運用は始まったばかりの取り組みではありますが、今後も継続的に更新を行っていく予定です。また、新たな補助金制度や公募に関する情報提供、業務内容の説明会等については、随時、業務部において企画・実施してまいります。

この名簿に登載されていない会員の皆様におかれましても、こうした補助金支援業務を契機として、地域の中小企業を支える分野への関心を深めていただき、行政書士としての業務領域をさらに広げていただければ幸いです。



令和6年度空き家ネットワークみえ活動報告

業務部 鷺尾 みどり

「空き家ネットワークみえ」は、当会をはじめ、三重県宅地建物取引業協会、三重県建築士事務所協会、三重県不動産鑑定士協会、三重県司法書士会、三重県土地家屋調査士会、三重県建設業協会、東海税理士会三重県支部連合会の計8団体により構成され、深刻化する空き家問題に対し、地域の専門士業が連携して取り組んでいます。

令和6年度も、県内各地で空き家無料相談会を開催し、多くの市町において行政担当者の主導のもと、当会各支部の会員に相談員としてご協力をいただき、無事に相談業務を実施することができました。一部会場では他士業とペアで対応し、建物・土地の売却に伴う相続、遺産分割、土地の利活用など、多岐にわたる相談が寄せられました。

空き家問題は地域ごとの実情に応じた柔軟な対応が求められる課題であり、各支部の皆様のご協力は欠かせません。今年度も継続して相談会の開催が予定されており、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、令和5年12月に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村が空き家の利活用を重点的に進める「空家等活用促進区域」を定めることが可能となり、建築基準法上の接道要件緩和などが認められるなど、地域活性化に向けた制度整備が進められています。これにより、空き家等の利活用が促進される場面において、農地転用や開発行為に関する手続きが必要となるケースも増えることが想定され、行政書士としての関与の幅もさらに広がっていくものと考えられます。当会としても、こうした法改正や制度整備の動向を踏まえつつ、関係団体や行政機関との連携の中で、今後、地域における空き家対策の一助となれるよう努めてまいります。

令和6年度空き家無料相談会実施報告

開催市	日付	場所	参加相談員
志摩市	令和6年 6月 8日 (土)	志摩市立図書館	村山 結樹 会員 奥村 晃 会員
四日市市	令和6年10月12日 (土)	四日市市総合会館	三沢 圭 会員 鷺尾みどり 会員
津市	令和6年11月16日 (土)	津センターパレス 中央公民館ホール	野崎 昭伸 会員 後藤 大輝 会員
鈴鹿市	令和6年12月 1日 (日)	鈴鹿市役所	鈴木由紀子 会員
桑名市	令和6年12月 1日 (日)	桑名市役所	大橋 一元 会員 荻野 剛弘 会員

相談員としてご協力いただきました各支部の会員の皆様、誠にありがとうございました。

空き家コンシェルジュについての報告

松阪支部 支部長 長 戸 太 志

現在、三重県では「空き家ネットワークみえ」において、各専門家8団体によって、各市町村にて年数回、空き家無料相談会が開催され、市民の皆様から多くの相談が寄せられておりますが、空き家問題の解決が進んでいないのが現状であり、松阪市においても同様であることから、今期において松阪市から三重県行政書士会に松阪市独自の施策として「空き家の終活 お助けプロジェクト」と称し、当会が窓口となり、市民の相談者個々の案件につき、空き家のコンシェルジュを実施致すことになりました。

これに先立ち、「空き家ネットワークみえ」関係団体様にもご協力をいただいたところでございます。

行政書士は日頃から県や各市町等の官公署に対する手続きを行っており、行政との結びつきが強いことから、今回の事業の窓口として要請され、このプロジェクトを推進することにより、空き家等の解体、未登記・処分困難な不動産の減少により、不動産の流動化が進み、土地の開発利用も増加することが予想され、これによって関係士業・団体の関連業務の増加に繋がっていくことが、ひいては市民全体における地域の環境と利便性の向上がもたらされること期待しております。

内容としましては、相続登記と行うための概算金額や手続きの調査、案件によっては解体費用や境界の確定費用及び売買価格の調査など多岐にわたります。

上記を整理した計画書を、市から提示を受け相談者がなされるときの、目安や指標となれば、空き家問題の解消に繋がっていくことを切に願っているところでございます。

関係団体の皆様におきましても、何卒よろしく申し上げます。

高齢者向け市民講座の報告

法律講座WG

令和7年1月21日（火）鈴鹿市社会福祉協議会2階大会議室で強盗・空き巣・特殊詐欺対策市民講座を開催しました。

講師として鈴鹿警察署生活安全課 一戸氏、鈴鹿亀山消費生活センター所長 川村氏を招き、多発する高齢者を狙った犯罪（強盗、空き巣、特殊詐欺）についての講義をしていただきました。その後はコスモス成年後見サポートセンター及び鈴鹿市後見サポートセンターみらいに後見制度についてお話しいただき、終了後は各ブースに分かれ行政書士無料相談会を行い、終了後参加者全員に犯罪対策講座受講済みのステッカーを配布し閉会となりました。

講義後の質疑応答では時間が全く足りないほどたくさんの質問があり参加者の関心の高さを感じることができました。また三重テレビニュースにも取り上げていただき大きな反響をいただきました。今後の反省点としては、開催日がインフルとコロナの流行真っただ中となってしまい、参加予定者のキャンセルが相次いだため大きく参加人数が減ってしまったことを踏まえ、高齢者を対象にした講座である以上開催日程はしっかり考慮する必要があるという事でした。引き続き、当WGは高齢者の防犯意識を高め被害を減らすとともに、様々な行政官庁を巻き込んで事業を開催することで、行政書士の認知度を高めるとともに有用性をPRする活動を続けていきたいと考えております。



業界問題研修の報告

法規監察部 部員 大 塚 陽

令和7年3月、伊藤庄吉相談役に、我々が直面している他士業との業界問題について、行政書士が業務を遂行する上で注意すべき点について、ご講義いただきました。業界問題とは、それぞれの士業が担当できる業務の範囲、境界線が不明確なためにトラブルになる問題を指します。

講義前半は、行政書士の独占業務を定めている行政書士法の解釈や、憲法論に基づく理論面についてお話をいただきました。

講義後半は、弁護士法など他士業法との関係における業界問題について確認を行いました。弁護士法72条では、弁護士でない者が紛争性のある法律事務を行うことを禁止しています。行政書士は、遺産分割協議書や離婚協議書の作成を行うことがあります、協議が整わず紛争性がある場合は、相手方と交渉できません。行政書士が具体的な場面でどこまで関与できるのか、その境界線について学びました。

また、行政のデジタル化が進む中、行政書士が果たすべき役割についてもお話をいただきました。デジタル化が進み便利になる一方、パソコンやスマホが苦手な方々が取り残されることがないようにサポートすることも、私たち行政書士の仕事です。講義後の質疑応答では、活発に質問や意見が交わされ、大変有意義な研修会となりました。

今年度も、業界問題に関する研修会を行う予定です。具体的な事例を通して、行政書士が行える業務の範囲を学習していきます。是非多くの方々にご参加いただきたいと思います。



法教育出前講座の報告

法律講座WG 大 塚 陽

令和6年度の生徒向け法教育事業は2度の実施となりました。1度目は、令和7年12月17日、津市のセントヨゼフ女子学園において午前中の3時間をいただき、中学2年生を対象にした法教育出前講座を実施いたしました。約60名の生徒に対して、将来の職業選択と経済をメインテーマとして、行政書士の仕事内容や魅力や消費者トラブルにあった場合の解決方法などを盛り込み講義を実施しました。生徒達は積極的に挙手発言するなど、活発な雰囲気の中で講義が進み、ワークショップでは将来の職業についての意見交換会と発表を実施。先生や生徒から今後も継続して実施したいなどのお言葉をいただき大変有意義な事業となりました。2度目は、令和7年3月14日同学園において高校1年生を対象に実施いたしました。約70名の生徒に対して、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル、闇バイトの実例や対策についての講義を行うとともに行政書士のお仕事紹介も盛り込みました。闇バイト被害について特に重点的に講義を行いました。闇バイトの勧誘手口や関与した場合の刑罰について、生徒達は真剣な表情で講義を聞いていました。講座終了後に担当の先生に感想をお聞きすると、「生徒達も身が引き締まったと思います。大変勉強になりました。またお願いしたいです」等のお声をいただくことができました。

私は、WGが新設される前から法教育事業に携わらせていただいているのですが、本年度の事業を通じて特に感じたことは、講座内の一言一句に対する責任が年々重くなっているという事でした。生徒の置かれている様々な家庭環境、宗教、国籍などに加えLGBTQにも配慮する必要があり、学校担当者との講義内容に対する綿密な打ち合わせが必要となっています。こちらから提供する定型的なパワポによる講座ではなくそれぞれの学校・学年に即した講義を1から作り上げていく必要があり、当WGの担当メンバーには多大な苦労を掛けることになりました。この傾向は今後ますます進んでいくと考えておりますが、当WGは引き続きメンバー一丸となって、法教育出前講座を通じて、生徒の犯罪被害を未然に防ぐための活動を行うとともに行政書士について知っていただけるよう努めてまいります。



会員交流会の報告

総務部

第2回会員交流会を令和7年3月16日（日）サン・ワーク津 研修室で開催しました。（参加者は33名）本交流会の開催意義は、コロナ禍で自粛を余儀なくされた会員相互の対面での交流を再開し、その期間に入会された会員の交流の場を少しでも取り戻せる機会であること、併せて三重県行政書士会の会務を紹介することにより、参加会員には会務に関心を持っていただく場であることを目的として開催いたしました。

『事務所経営を学ぼう』のコーナーでは、ベテラン会員が普段では聞きにくい話をお話しください、それを参加会員が熱心に聞き入っている姿がとても印象的でした。

行政書士の顧客には、法人や個人だけでなく、行政書士同士の紹介によるものもある為、会員交流がいかに大切なものであるかということ、また、1つ1つの仕事を丁寧に対応することの大切さなど具体的な実例を交えた話がありました。

帰り際には『思い切って参加をしましたが、参加して良かった』という声をかけて下さり、開催して良かったと実感いたしました。会員交流会は、会務の周知・人間関係の構築・情報共有と知識の拡大・コミュニケーションスキルの向上など行政書士にとって有意義な会であるので皆様の参加をお待ちしております。



令和6年度 相談力向上研修会の報告

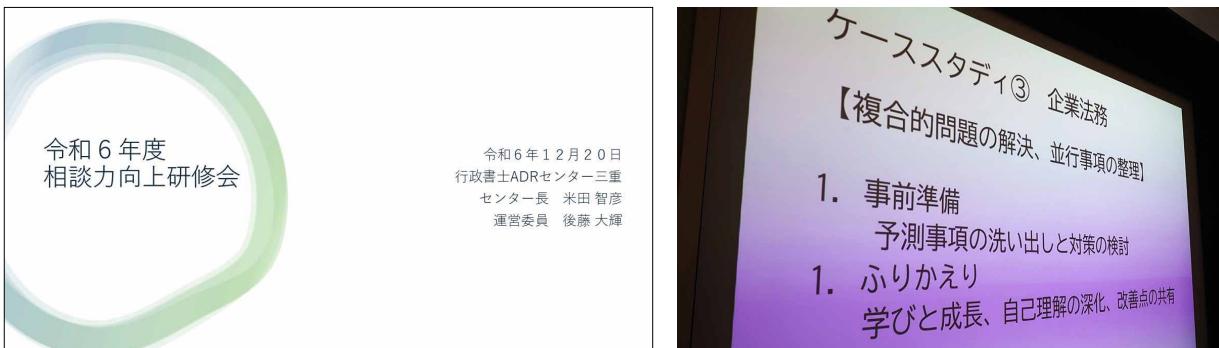
業務部

令和6年12月20日、アスト津で、相談力向上研修会を開催しました。

研修会では、行政書士ADRセンター三重から2名の講師が講義を担当し、お客様とのコミュニケーション・信頼関係を築くための接客スキルの習得方法を学びました。

また、後半はロールプレイングを取り入れた実践的な講義（ワーク）を体験し、お客様とのより良き関係を図りスムーズな業務を遂行するために日々励んでおります。

会場には30人以上の会員が参加し、熱のこもった講義を受講していました。会員の皆様には、ぜひこの研修で学んだことを今後の業務に生かしていただきたいと思います。



行政書士ADRセンター三重からの報告

『第1回ADR調停が実施されました!』

行政書士ADRセンター 副センター長 天 春 千賀子

行政書士ADRセンター三重では、法務省から認められた4つの紛争についての調停をおこなえることになっています。昨年度は、その中で‘愛護動物（ペット）に関する紛争’を中心に広報活動をおこないました。三重県内で‘愛護動物（ペット）’に関する主要な活動をされている「あすまいる」（三重県動物愛護推進センター）の利用者交流のイベントにも参加し、参加者の皆さんとの生の声を聞きながら、ADRの案内を行うなどの交流を重ねました。また、関係各所へポスターやチラシを配布し、ADRを広く知って頂く活動に努めました。

このように三重県にお住まいの方々を対象に‘話し合いによる紛争解決’をうたい、地道な広報活動をおこなってきたことが実を結び令和7年4月11日に初めて第1回ADR調停を実施することとなりました。申込人（依頼者様）の苦悩にADRセンターが寄り添い、丁寧に対応したことで信頼を得ることができたと考えています。

さて今回の調停は、申込人は調停室、相手方は、オンラインによる調停参加となる形式をとることになり、事前に周到なりリハーサルを行うことになりました。機材の動作確認、画面の位置、音声など細かいチェックが行われました。そして迎えた調停当日。弁護士の先生にもご協力頂き、調停人、手続き管理者など総力で対応した結果、双方にご満足いただける調停合意に至りました。3月7日に開催された調停人候補者ブラッシュアップ研修で、講師の橋本俊雄先生から合意書の作成について学んだことも大いに役立ちました。調停の1回目で合意に至ったことは、素晴らしい結果であり、この経験を今後に生かし、行政書士が紛争解決の一助を担っていることを広く県民の皆様に知って頂きたいと思っています。

【取り扱う紛争の範囲】

1. 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争
2. 自転車事故に関する紛争
3. 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
4. 建物賃貸借の敷金返還又は、現状回復に関する紛争



R7.5.25 あすまいる開所8周年イベント



調停事前リハーサル



R7.3.7 調停人候補者ブラッシュアップ研修

親族調査会員 事前・指定研修の報告

親族調査等業務管理委員会

開催日：令和7年2月4日（火）

開催場所：三重県総合文化センター

講師：松阪支部 大田歩美会員

令和6年度の親族調査新規登録会員のための事前研修と既登録会員の指定研修と位置付けた研修を行いました。講師には、親族調査において、多数の実績を誇る大田会員にお願いし、戸籍の読み解き方と戸籍の収集、親族関係図の作成まで、行政書士として必要な知識を余すところなく講義いただきました。

昨年度から遺産分割協議書の作成業務が増化傾向にあることもあって、受講者も増加し、登録会員も増えてまいりました。親族調査に必要な知識を身に付け、会員の皆様には大いにご活躍していただきたいと願っております。

経審要員義務研修会の報告

経審WG 代表 帯山 勝一郎

令和7年2月12日に津ビル3階会議室において、三重県と締結された「経営事項審査に関する支援業務委託契約」に基づく経審要員義務研修会を開催しました。

午前は三重県国土整備部建設業課建設業班の担当者より、令和6年度下期の審査内容の問題点等について指摘があり、留意点の説明がなされました。また、令和7年4月版の「経営事項審査申請の手引き」の変更点についての説明があり、内容について意見交換も行いました。その他、確定申告書の收受印廃止に関する対応や電子申請の事務手続きについても説明がありました。

午後は経審WGにより、令和7年度版の経審要員マニュアルの改定案に基づき説明を行い、現行の審査手順と内容の変更を説明するとともに意見交換を実施しました。2年半ぶりの大幅改定となり、各要員にとっては過去2年半の細かな改定を総復習し、審査内容の統一化を図る良い機会となりました。

三重県との業務委託契約を滞りなく遂行し、経審会場での審査を適切かつ円滑に行うため、審査要員のレベルアップと基本事項の再確認ができた有意義な研修会となりました。

名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会の報告

委員長 大塚 陽

名古屋出入国在留管理局の職員による国際業務オンライン研修会が、令和7年3月21日（金）に開催されました。研修テーマは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」（以下、技人国ビザ）に係る在留審査と、資格外活動許可についてです。

留学ビザから技人国ビザに変更申請する際の注意点、家族滞在ビザでアルバイトをする際の注意点、技人国ビザ審査における「キャリアプラン」概念について、本業の他に不動産収入がある場合の対応など、申請の際に注意すべき点について、審査の観点から詳しくお話をいただきました。

行政書士証票及び補助者証の提示並びに 徽章着用の徹底について

当会が、行政書士でない者による違法行為を排除すべく監察活動に尽力してきた結果、官公署への提出の際に、受付担当者による申請者の本人（身分）確認を積極的に実施していただける窓口が増えてきました。当会は、今後も非行政書士撲滅を目指し、監察活動をより強力に推進してまいります。

行政書士は、後記規則（抜粋）等により行政書士証票の常時携帯が義務付けられています。行政書士証票は行政書士としての身分証明書であり、官公署から身分確認を求められたときに提示するものです。また、行政書士徽章についても着用が義務付けられています。これらは補助者についても同様の義務があります。

会員の皆様の行政書士証票の携帯及び行政書士徽章の着用を徹底していただくとともに、補助者の方へも雇用者としての管理及び監督責任の下、適切なご指導をしていただきますようよろしくお願い致します。

なお、補助者の定義として、行政書士業務を補助及びその業務に附隨して処理する必要のある事務をする者につきましては、業務量に関わらず全ての者が該当することになり、該当者を置かれた場合は、補助者設置届を必ず出していただかなければなりませんので、その旨ご留意くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◆日本行政書士会連合会 行政書士証票に関する規則 (所持上の責務)

第4条 行政書士は、証票を他人に貸与又は譲渡してはならない。

2 行政書士は、証票を常時携帯しなければならない。



◆日本行政書士会連合会 行政書士徽章等規則 (徽章の着用)

第3条 会員は、徽章を会員の身分を象徴するものとして認識し、行政書士業務を行うときは、常にこれを着用しなければならない。
(補助者章の着用)

第7条 会員は、その補助者に対し、補助者章を補助者の身分を象徴するものとして認識させるとともに、補助業務を行わせるときは、常にこれを着用させなければならない。

行政書士 お仕事説明会の報告

広報部 芝野拓磨

日 時：令和7年3月9日（日）午後2時00分～午後4時00分（受付開始午後1時30分）
場 所：学校法人 名古屋大原学園津校（津市大谷町148番地1）3階301教室
内 容：（1）会長あいさつ（若林三知会長）
（2）行政書士の仕事の概要（金谷副会長）
（3）現役行政書士による経験談 ①芝野拓磨会員（伊賀支部） ②柳瀬勝久会員（松阪支部）
（4）入会手続きの方法（中道登子 総務部長）
司 会：田島香里（広報部）

行政書士の仕事に興味のある方や、これから行政書士を目指したいという方を対象に、今年度も「行政書士 お仕事説明会」を開催しました。今回は名古屋大原学園津校での会場開催のみとなりましたが、当日は30名の方にご参加いただきました！（昨年度は会場参加20名、オンライン参加11名）。

説明会は、若林会長のご挨拶からスタートし、続いて行政書士制度や業務の概要、そして現役行政書士による経験談や実際の入会手続きについて、約2時間にわたり担当者ごとにお話ししました。

会員による講演では、開業5年目の芝野会員（伊賀支部）が「私の開業体験記」というテーマで、開業に至るまでの経緯やこれまでの仕事での経験を紹介しました。続いて、開業7年目の柳瀬会員（松阪支部）からは、「自分が行政書士としてできること」と題し、これまで取り組んできた業務や行政書士としての思いを語っていただきました。最後に中道総務部長から、行政書士登録や入会手続きについての説明があり、全体のプログラムを締めくくりました。講演後の質疑応答では、「サラリーマンの副業としてやっていける？」「報酬ってどうやって決めてるの？」「成年後見やADRって実際どんな感じ？」といった、現実的で踏み込んだ質問が次々と寄せられました。皆さんがあくまで行政書士という仕事を考えてくれているのが伝わってきて、私としてもとても嬉しく、話していくやりがいを感じる時間になりました。

終了後にご協力いただいたアンケート（回収26件）では、「行政書士業務に興味が湧いた」「登録を前向きに考えたい」と回答された方が21名もいらっしゃいました。また、「行政書士としての将来にワクワクした」「体験談がとても参考になった」「相続や成年後見も行政書士の仕事だと初めて知った」などの感想も多く寄せられ、参加者の皆さんにとって、「行政書士ってこんな仕事なんだ！」と今までよりもちょっぴり身近に感じてもらえる機会になったのではないかと思います。



令和6年度 各支部 行政書士記念日の取り組み報告

桑 員 支 部

2月22日は「行政書士 記念日」です。

当支部でも、無料相談会を開催しました。

2月23日（日曜日・祝日）に、桑名市寺町通り商店街「くわなまちの駅」にて、9時半から11時半まで無料相談会を開催しました。

寺町商店街はサンパチの市が3と8の付く日に開催され、多くの買い物客が訪れます。

任意後見・遺言書の保管・相続等の相談が有り、中にはありがたいこと行政書士の仕事の範囲を教えてほしいという相談もありました。

7名の会員が手分けをして行政書士グッズの配布も同時にを行い、多くの方々に行政書士を知っていました。



寺町商店街での無料相談会の様子

四 日 市 支 部

令和7年2月22日（土）、近鉄四日市駅ふれあいモールにて、行政書士記念日広報活動として四日市支部会員6名によりグッズ配布を行いました。昨年から四日市支部は広報活動用のジャンパーを作成しましたが、当日は厚手の上着が必要なほど寒さでしたので、残念ながら着用を断念しました。今年は、比較的最近登録した会員も参加してくれましたので、会員同士の交流も図ることができたと思います。



ご協力いただきました四日市支部の会員の皆様、ありがとうございました。

亀山支部

亀山支部では、行政書士記念日の活動として、令和7年2月15日（土）にショッピングセンター亀山エコータウンにおいて行政手続無料相談会を行い、それに伴い、市広報誌、集合広告、ローカル新聞での告知とともに、チラシ配布といった広報活動を行いました。

当日は、全会員16名中6名の参加を得て、2ブースで10時～13時の間に相談会を行ったところ、8組の来訪があり、ほぼ目いっぱいの状況で、少し時間オーバー気味となった相談会でした。

今回、来訪の経緯を尋ねたところ、少なくとも2組の相談者が1週間前のチラシを見てきたという回答でした。チラシは80部ほどの配布であることから、地域社会での高齢化の進展等に伴い、相続等の問題が身近なものとして意識する人が相当増えてきているものと考えられます。

こうした相続等に関する相談ニーズの増加に対応するためにも、同様の相談会を増やすことができればと考えています。

鈴鹿支部

当支部の行政書士記念日の広報活動は、2月16日（日曜日）にイオン「そよら」鈴鹿白子店2階エレベーター前にて、「行政書士 無料法務相談会」（写真参照）を開催いたしました。この会場では、初めての開催となります。当支部の広報活動に対してよくご理解をいただき、たいへんご厚情を賜っての開催となりました。

この活動に関しましては、当支部ホームページでも公開しておりますが、高



齢者が抱える諸問題（相続・遺言書作成関係、農地の売却、空き家問題など）

が目立ちました。この「行政書士 無料法務相談会」には、当支部会員7名が参加（写真参照）し、相談者に向き合って真摯に対応いたしました。

今回の初開催の経験から、相談者の集まりも良好で、成果の手応えもあったと思料され、今後もこの会場を活用して支部の広報活動の拠点にさせていただきたいと思っています。



伊賀支部

伊賀支部では、毎年交互に名張市と伊賀市で行政書士記念日広報活動を実施しています。令和6年度は、令和7年2月22日土曜日午前9時30分よりイオン名張店（リバーナ）にて、チラシ（裏面に伊賀支部会員名簿（掲載希望者）を印刷）、ティッシュ、クリアファイル等の広報グッズ配布を行いました。

足を止めていただいた買い物帰りのお客様にグッズ配布のみで丁寧にお話を聞けなかったことが残念ではありました、「行政書士」業務をより多くの地域の皆様に知っていただくまたとない機会となりました。

当日非常に寒い中、参加いただいた12名の伊賀支部会員の皆様、ありがとうございました。



■ 津 支 部

令和7年2月22日（土）、23日（日）の午前10時から午後4時30分まで、津リージョンプラザ会議室において無料相談会を開催しました。2日間で延べ20人の津支部会員が相談員として参加し、相談に応じました。新入会員の方も多く相談員として参加していただき、実践力を身につける良い機会になったと思われます。

当日は、相続、遺言の相談を中心に多岐にわたるご相談が寄せられ、相談件数は33件にのぼりました。「広報津」「三重ふるさと新聞」等に無料相談会の記事の掲載を依頼し、一部地域に新聞の折り込みチラシ及び支部会員によるチラシのポスティングを実施しました。今後も「頼れる街の法律家」として地域に根ざした活動を継続してまいります。ご協力いただいた会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

■ 松 阪 支 部

松阪支部では行政書士記念日広報活動として、例年通り松阪市小野江町の松浦武四郎記念館にて2月23日日曜日に開催された武四郎まつりに参加させていただきました。

当日は晴天に恵まれ、松阪市竹上真人市長をはじめ来賓の方々やたくさんのお客様が来場されており、記念グッズやチラシ等を配布し行政書士の存在を身近に感じていただけるよう広報活動を行いました。

このほか、松阪支部では月1回（3月、4月を除く）第一木曜日市内各所にて無料相談会を開催しております。『広報まつさか』に無料相談会の案内を掲載していただくことで、毎回多くの予約が入っており、行政書士の業務について知っていただく良い機会になりますので、今年度も引き続き実施していく予定です。

会員の皆様、今後も引き続き支部活動へのご参加とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



伊勢支部

行政書士記念日広報活動として2月22日（土）にイオンタウン伊勢ララパークにおいて午後1時から4時まで、支部長を含め4人の理事が参加しました。

無料相談会と広報グッズの配布を並行して行いました。

買い物客で賑わう中、2か所の出入り口で来店者に広報グッズを配布し、無料相談会は施設1階の「はあと広場」の一角をお借りして実施しました。

無料相談会には、相続・営業許可の相談が5件ありました。



鳥羽志摩支部

令和6年度行政書士記念日における鳥羽志摩支部の活動について報告します。

鳥羽志摩支部では、令和6年2月16日に鳥羽商工会議所にて行政書士無料相談会を開催させていただきました。

支部会員9名に参加いただき、8組の相談者が来場されました。会場では広報グッズの配布を行い無料相談とともに行政書士制度の広報活動を行いました。

無料相談会では相続に関する相談が多く、地域の高齢化などに伴う相続手続きへの関心が伺えます。また、近年では相続土地の国庫帰属に関する相談も多く、空き家対策など関連する地域課題の顕在化を感じました。

支部の無料相談会は、回を重ねるごとに来場者が増加傾向にあり、地域での行政書士の認知度が向上してきていると実感しています。

今後も行政書士が地域の身近な相談相手として市民の権利利益の実現に資することができるよう支部会員一同、より一層の研鑽に努めて参ります。



尾鷲支部

尾鷲支部では、令和7年2月16日、紀北町立東長島公民館にて、行政書士、司法書士、土地家屋調査士の三士業合同で相談会を実施しました。

相談内容は全て不動産が関係する相続の相談でした。

可能な限り他士業の1名ずつが一組となって相談を受け、専門知識だけでなくそれぞれの経験を生かした相談体制で対応できたのではないかと思います。

また、相談会来場者を中心に会場施設への訪問者にも広報グッズの配布を行いました。

例年、支部会員の多くが参加する場でもあり、会員同士の連携・交流もできた相談会・広報活動となりました。



尾鷲支部 罹災証明交流研修会



合同無料相談会

熊野支部

2月22日（土）午前10時から11時までの1時間、熊野市内の地元スーパー店頭において、行政書士記念日の広報活動を実施しました。

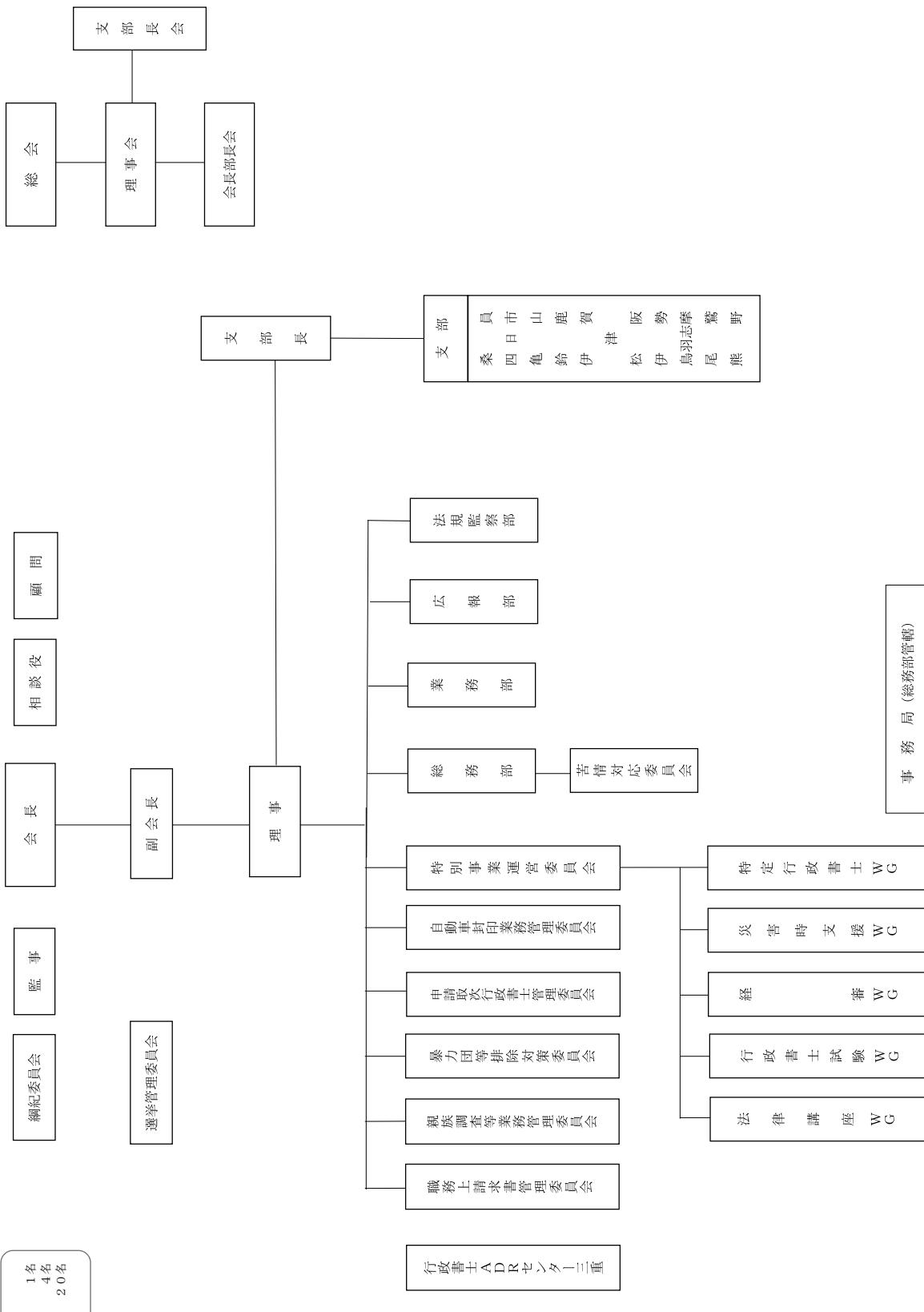
当日は支部役員2名が参加し、買い物に訪れた地域住民の方々に対して行政書士制度を紹介するチラシやティッシュなどの広報グッズを配布しました。

寒さの残る中でしたが、多くの方が足を止めてくださり、行政書士の業務に关心を持っていただく場面も見られました。

このような地道な広報活動を通じて、地域における行政書士の役割や身近さを改めて知っていただく良い機会となりました。

三重県行政書士会組織図

令和7年5月24日現在



令和7年度 各部編成表

令和7年7月3日現在

会長	若林三知
----	------

副会長	米田智彦	副会長	大久保有規	副会長	中道登子	副会長	加藤春美
-----	------	-----	-------	-----	------	-----	------

総務部		業務部		広報部		法規監察部	
部長	郡山方正	部長	荻野剛弘	部長	朝熊祥文	部長	西尾侑己
副部長	澤井利文	副部長	河村 啓	副部長	小林マイケル アンジエロー	副部長	篠原一志
部員	伊藤純一 鈴木由紀子 窪崎孝充	部員	中川賢一 山岡 修 米倉淳二 鷺尾みどり (理事外)	部員	前川忠浩 後藤大輝 中村 恒 芝野拓磨 (理事外)	部員	大塚 陽 小川 祐 須川裕充
参考	天春隆子			参考	野崎昭伸		

令和7年度 支部長名簿

所属支部	氏名	所属支部	氏名
桑員	中村五十六	松阪	長戸 太志
四日市	三沢 圭	伊勢	福田 和幸
亀山	櫻井 好基	鳥羽志摩	河村 啓
鈴鹿	谷田 義弘	尾鷺	北村 琢磨
伊賀	長谷川明世	熊野	須川 裕充
津	澤井 利文		

令和7年度 各委員会・ワーキンググループ編成表

《特別委員会》

役職	氏名	所属支部
----	----	------

【特別事業運営委員会】

委員長	米田 智彦	津
副委員長	篠原 一志	四日市
〃	澤井 利文	津
〃	小林 マイケル アンジェロー	松阪
〃	河村 啓	鳥羽志摩
委員	帶山 勝一郎	桑員
〃	久保田 剛司	鈴鹿
〃	廣瀬 悟	津
〃	郡山 方正	津
〃	大田 歩美	松阪

【自動車封印業務管理委員会】

委員長	芝野 拓磨	伊賀
副委員長	西飯 朋浩	津
委員	伊藤 拓摩	亀山
〃	原田 貴大	松阪
参与	岡田 泰彦	津

【申請取次行政書士管理委員会】

委員長	大塚 陽	四日市
委員	田島 香里	桑員
〃	小林 マイケル アンジェロー	松阪
参与	浪木 繁	桑員

【暴力団等排除対策委員会】

委員長	大久保 有規	鳥羽志摩
委員	山下 亨	四日市
〃	朝熊 祥文	亀山

【親族調査等業務管理委員会】

委員長	天春 隆子	四日市
副委員長	大山 佳俊	四日市
〃	樋口 亮治	鈴鹿
委員	加藤 等	桑員
〃	中山 美希子	松阪
〃	山口 佳孝	伊勢
参与	山越 一	松阪

【職務上請求書管理委員会】

委員長	中道 登子	伊賀
委員	橋本 俊雄	四日市
〃	櫻井 好基	亀山
〃	加藤 亜希	鈴鹿
〃	中山 美希子	松阪
〃	原田 貴大	松阪

《専門委員会》

役職	氏名	所属支部
----	----	------

【苦情対応委員会】

委員長	橋本 俊雄	四日市
副委員長	中村 恒	伊勢
委員	山本 成樹	四日市
〃	藪 裕子	松阪

《ワーキンググループ》

役職	氏名	所属支部
----	----	------

【経審】

代表	帶山 勝一郎	桑員
副代表	川上 崇洋	桑員
所属員	阪 幸子	亀山
〃	澤田 佳功	鈴鹿
〃	山川 久仁子	津
〃	小宮 教子	津
〃	藤波 高幸	伊勢

【災害時支援】

代表	郡山 方正	津
副代表	大山 佳俊	四日市
所属員	長戸 太志	松阪
〃	福田 和幸	伊勢

【特定行政書士】

代表	廣瀬 悟	津
副代表	佐藤 良佳	四日市
所属員	山岡 修	伊賀
〃	河村 啓	鳥羽志摩

【法律講座】

代表	久保田 剛司	鈴鹿
副代表	野呂 友和	桑員
所属員	大塚 陽	四日市
〃	朝熊 祥文	亀山

《綱紀委員会》

役職	氏名	所属支部
委員長	柳瀬 勝久	松阪
副委員長	有澤 歩	桑員
委員	三沢 圭	四日市
〃	伊藤 拓摩	亀山
〃	辻 誠三	鈴鹿
〃	山崎 哲	伊賀
〃	野崎 昭伸	津
〃	松本 茂治	伊勢
〃	岡山 和生	鳥羽志摩
〃	中瀬 幸志	尾鷲
〃	池上 さゆり	熊野

《行政書士ADRセンター三重》

役職	氏名	所属支部
センター長	阪 幸子	亀山
副センター長	天春 千賀子	四日市
運営委員	荻野 剛弘	桑員
〃	水谷 智子	四日市
〃	米田 智彦	津
〃	芳尾 雅文	松阪
〃	藪 裕子	松阪

会員の動き

(令和6年11月1日～令和7年6月30日)

《新入会員のご紹介》 入会おめでとうございます。 ご活躍を期待しております。

所属支部	入会年月日	氏名	事務所名称	事務所所在地	電話番号
津	R6/11/15	福田 哲也	行政書士福田哲也事務所	津市西丸之内7番23号 中京ビル3階	090-2949-5294
津	R6/11/15	伊藤 茉莉	伊藤行政書士事務所	津市藤方1947番地4	070-8522-4187
四日市	R6/12/1	井上 浩美	行政書士オフィス みらいちず	四日市市清水町2番4号	059-331-2502
松阪	R6/12/1	松本 忍	行政書士松本事務所	多気郡明和町大字明星2019番地	090-3583-3287
松阪	R6/12/15	福島 史也	行政書士 福島史也事務所	松阪市宮町73番地1	080-1559-1280
松阪	R6/12/15	南部 友紀	南部友紀行政書士事務所	多気郡明和町大字明星2573番地1	0596-65-7818
鈴鹿	R6/12/15	河村 浩太	Top Note行政書士事務所	鈴鹿市南玉垣町4558番地の25	080-5607-9132
四日市	R7/1/15	植村 紀一	行政書士植村紀一事務所	四日市市陶栄町2番1号	059-325-6252
四日市	R7/2/15	水口 千景	行政書士みずぐち事務所	四日市市阿倉川町9番18号 UMビル2B	080-8293-4667
松阪	R7/3/15	渡辺 忍	ワラビー行政書士事務所	多気郡明和町大字明星2541番地10	080-5425-1911
伊賀	R7/4/15	田渕 一城	たぶち行政書士事務所	伊賀市桂字美祢97番地	0595-51-5335
伊賀	R7/4/15	高山 将志	行政書士高山将志事務所	名張市桔梗が丘五番町八街区74番地2	0595-65-1272
伊賀	R7/4/15	柳 遥	ヤナギ行政書士事務所	伊賀市炊村301番地の2	090-2001-0987
松阪	R7/4/15	堀木 健一	ほりき行政書士事務所	松阪市桂瀬町229番地	090-5641-7186
四日市	R7/4/15	森 康哲	行政書士森康哲事務所	四日市市別山一丁目2110番地	090-8605-2514
鈴鹿	R7/4/15	陳 剣春	行政書士瑜鴻国際事務所	鈴鹿市桜島町四丁目14番地の10	090-7501-6988
津	R7/4/15	宮崎 謙吾	ハーモニー行政書士事務所	津市上浜町四丁目27番地93	090-1471-4705
津	R7/5/15	下井 まみ	しもい行政書士事務所	津市神戸 154番地153	080-5819-7355
鳥羽志摩	R7/5/15	家田 洋志	行政書士事務所ラ・カンパネラ	鳥羽市堅神町848番	090-1989-0066
桑員	R7/5/15	加藤 貴枝	藤和行政書士事務所	桑名市大字桑名312番地	0594-21-8185
鈴鹿	R7/5/15	高嶺 秀紀	行政書士さくら法務事務所	鈴鹿市道伯町字下蟻塚1917番地1 ル・シエル1階 106号室	080-1606-1768
熊野	R7/5/15	和田 成司	和田成司行政書士事務所	熊野市井戸町5135番地2	0597-89-4450
四日市	R7/5/15	栗木 崇	行政書士 栗木事務所	四日市市東富田町19番16号	059-364-3534
四日市	R7/6/1	古市 剛士	ふるいち行政書士事務所	四日市市桜台一丁目29番地10	090-4403-5124
伊賀	R7/6/15	秋本 和美	秋本行政書士事務所	名張市美旗町中2番240番地	0595-65-7604
津	R7/6/15	田中 秀一	くもず行政書士事務所	津市雲出長常町字六ノ割1190-11	059-234-8506
伊勢	R7/6/15	中西 健太	伊勢総合行政書士法人	伊勢市黒瀬町847番地1	0596-28-1311

《氏名・事務所名称・事務所所在地（電話番号）・属性を変更された会員》

所属支部	変更年月日	氏 名	事務所名称	事務所所在地	電話番号	属性
四日市	R6/11/29	村瀬 哲生	村瀬行政書士事務所	変更なし	変更なし	変更なし
津	R6/11/29	伊藤 庄吉	変更なし	津市栄町四丁目534番地	変更なし	変更なし
四日市	R6/12/13	加藤 直親	変更なし	四日市市生桑町2215番地2	059-336-6006	変更なし
津	R7/1/31	花井 倫大	変更なし	変更なし	059-255-6777	変更なし
四日市	R7/2/14	中村 拓真	変更なし	変更なし	変更なし	社員
鳥羽志摩	R7/2/14	井倉 佑貴	変更なし	志摩市阿児町鵜方3009番地40	0599-77-7389	変更なし
四日市	R7/4/15	大山 佳俊	変更なし	四日市市鵜の森二丁目10番2号 三幸ビル2A号室	059-328-5573	変更なし
四日市	R7/4/15	大塚 陽	大塚国際行政書士事務所	変更なし	変更なし	変更なし
津	R7/4/15	杉本みどり	変更なし	変更なし	059-271-6967	変更なし
鈴鹿	R7/4/30	小津 寿樹	変更なし	鈴鹿市神戸一丁目22番35号 第4不二ビル101号	変更なし	変更なし
津	R7/5/15	工藤 秀俊	変更なし	津市一志町日置233番地3	変更なし	変更なし
四日市	R7/5/30	田中 保憲	ミエラク経営行政書士事務所	四日市市中川原二丁目5番22号 コーポ小池101	変更なし	変更なし
四日市	R7/5/30	服部 一宏	ゆい行政書士事務所	変更なし	059-324-2440	変更なし
鈴鹿	R7/5/30	先本 賢一	先本行政書士事務所	変更なし	変更なし	変更なし
桑員	R7/6/13	土井 愛子	変更なし	桑名市北川原台41番地	変更なし	変更なし
桑員	R7/6/13	加藤 貴枝	変更なし	変更なし	0594-21-8185	変更なし
四日市	R7/6/13	田野 航太	変更なし	四日市市諏訪町13番8-1501号 サンマンションアトレ諏訪新道	変更なし	変更なし

《退会された会員》

所属支部	退会年月日	氏 名	事務所所在地	理 由
四日市	R6/11/8	中村 淳志	四日市市楠町北五味塚1741番地	廃業
伊勢	R7/1/1	中村 豊	伊勢市中之町20番地94	単位会変更
鳥羽志摩	R7/1/15	浦口 進	志摩市志摩町和具4145番地14	廃業
鈴鹿	R7/2/28	久保 穎勇	鈴鹿市西条五丁目2番1号	廃業
津	R7/3/26	波多野健一	津市垂水2772番地37	廃業
鈴鹿	R7/3/28	菅原 武	鈴鹿市西条五丁目40番地の1	廃業
鳥羽志摩	R7/3/28	柴原 善昭	志摩市浜島町浜島1018番地1	廃業
鈴鹿	R7/3/31	菊永 宏司	鈴鹿市中旭が丘四丁目6番10号	廃業
津	R7/3/31	廣瀬 康男	津市雲出長常町字六の割1190番地1 (一社) 三重県自家用自動車協会内	廃業

伊勢	R7/3/31	岩井 正史	伊勢市浦口一丁目4番1号	廃業
四日市	R7/4/1	加藤 翔大	四日市市三栄町3番14号	単位会変更
津	R7/4/15	中原 拓	津市雲出長常町字六ノ割1190-11	廃業
伊勢	R7/5/1	前川 亮	伊勢市吹上一丁目10番10号	単位会変更

会員総数 739名 法人総数 14社

(令和7年6月30日現在)

支部名	桑員	四日市	亀山	鈴鹿	伊賀	津	松阪	伊勢	鳥羽志摩	尾鷲	熊野
会員数	91	166	16	70	61	139	81	76	17	10	12
法人数	1	6	-	1	-	4	1	1	-	-	-

訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

北 守 会員 (伊勢支部)	令和6年12月30日	ご逝去
砂子 貢 会員 (松阪支部)	令和7年1月7日	ご逝去
坂井 芳規 会員 (鈴鹿支部)	令和7年3月2日	ご逝去
川北眞佐夫 会員 (津支部)	令和7年5月30日	ご逝去
日々野正夫 会員 (鈴鹿支部)	令和7年6月28日	ご逝去

長期会費滞納者について (総務部)

「三重県行政書士会会費滞納者処分規則」に基づき、会費を1年以上滞納されている会員の氏名を掲載いたします。

(会費滞納: 令和7年6月30日現在)

松井 勇樹 (伊勢支部)

職務上請求書管理委員会からのお知らせ

～ちょっと待った！

使う前に「職務上請求書取扱説明書」の熟読を！～

「職務上請求書取扱説明書（令和5年4月21日）」を活用されていますか？

この説明書には、職務上請求書に関する基本的かつ具体的な説明が示され、代表的な法定業務の記載例や、違反事例も掲載されています。

近年、自治体における「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の導入により、個人情報保護は一層強化されています。

当然ではありますが、職務上請求書の使用にあたっては、国民のプライバシーを侵害することのないよう常に留意し、「職務上請求書取扱説明書」の熟読と確認をお願いいたします。

【行使の要件（3原則）】

①書類作成業務を行うために必要であること

→他人の依頼を受け報酬を受けて書類作成を行う場合にのみ使用できます。

書類作成を伴うことなく住民票等を取得する法定業務は存在しません！

②本人から直接依頼があり、かつ本人確認を行ったうえで受任したものであること

→業務の依頼主である本人から、業務の直接依頼があり、かつその本人に取得することを確認することが重要です。

本人の同意や意思とは関係なく使用することは「人権侵害」に繋がります！

③請求の内容及び提出先が適正であること

→記載内容は、虚偽でなく適正でなければなりません。

行政書士の法定業務であるかどうかをしっかり見極めましょう！

【その他留意事項】

①使用冊数には上限があります。

1か月で2冊、1年間で10冊等、基準を超過する場合は理由書等の提出が必要です。

②使用した際には「帳簿（事件簿）」に払出し番号を記載しておかなければなりません。

③使用済み控えは、2年間保管しなければなりません。

④万が一、盗難・紛失した場合は、速やかに事務局まで報告しなければなりません。

◆ 今すぐダウンロード！◆

本会ホームページからダウンロードできます。

「会員ページ」→「各種書類一覧」→「職務上請求書の購入について」

令和6年 業務取扱件数集計結果報告

(令和6年1月～12月分)

みだしの件、ご協力いただきましてありがとうございました。

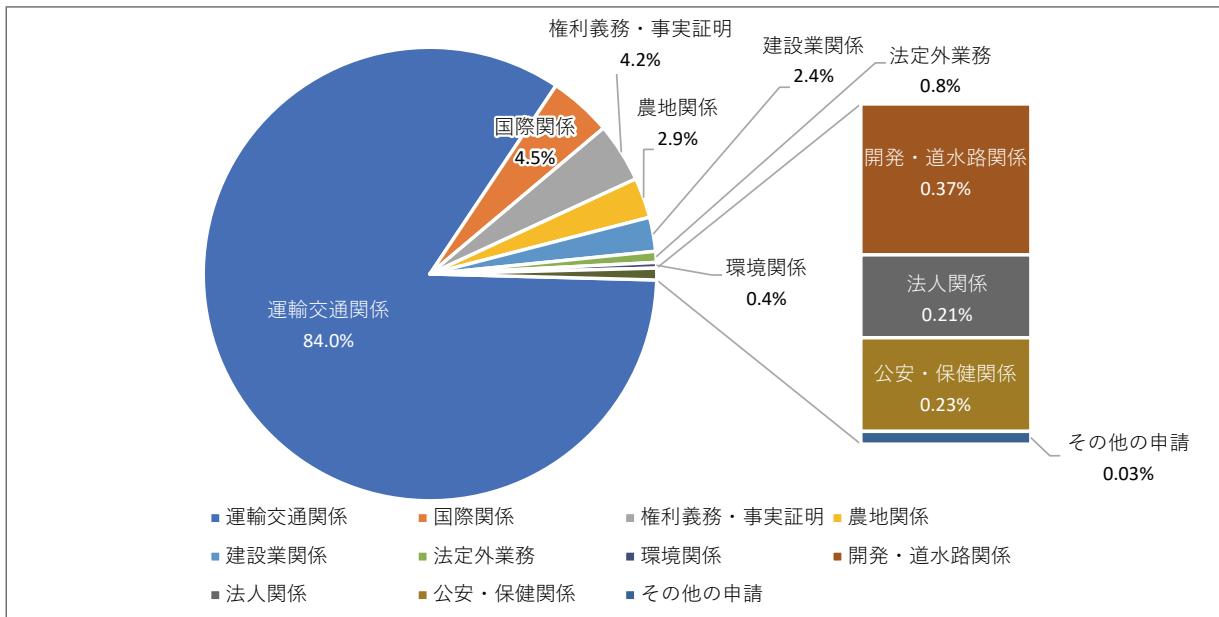
下記の通り取りまとめましたので、業務の参考にしていただければ幸いに存じます。

【支部別割合の報告】

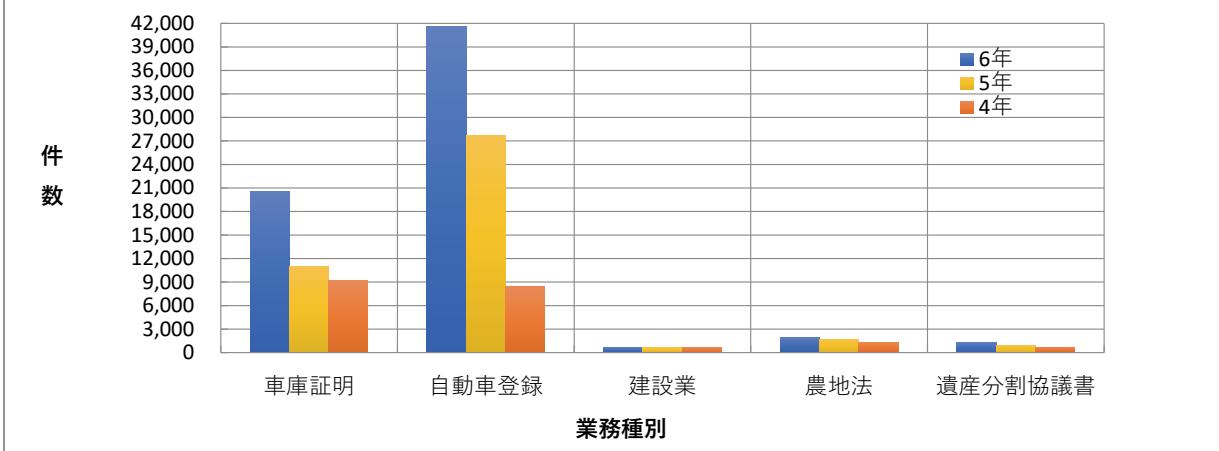
支部別	総数	桑員	四日市	亀山	鈴鹿	伊賀	津	松阪	伊勢	鳥羽志摩	尾鷲	熊野
会員数	745	91	168	16	73	57	143	81	77	18	10	11
報告会員数	323	53	66	6	31	30	50	32	32	11	4	8
報告割合(%)	43.4%	58.2%	39.3%	37.5%	42.5%	52.6%	35.0%	39.5%	41.6%	61.1%	40.0%	72.7%

【業種別報告会員数・取扱件数】

業務別	総数	1.法人関係	2.農地関係	3.建設業関係	4.公安・保健関係	5.国際関係	6.運輸交通関係	7.開発・道水路関係	8.環境関係	9.その他申請業務	10.権利義務・事実証明	11.法定外義務
報告会員数(延)	1,536	66	372	213	58	95	149	86	69	15	320	93
取扱件数	76,009	156	2,183	1,844	176	3,412	63,815	284	301	24	3,219	595
1人当たりの件数	49.5	2.4	5.9	8.7	3.0	35.9	428.3	3.3	4.4	1.6	10.1	6.4



令和6年・5年・4年 比較



令和6年 業務取扱件数報告

(令和6年1月～12月)

業務	1. 法人関係			2. 農地関係					3. 建設業関係				4. 公安・保健関係						5. 國際関係					6. 運輸交通関係		
	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	3-1	3-2	3-3	3-4	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	4-6	4-7	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2
会社設立	その他法人設立	事業承継（合併、分割、事業譲渡他）	農地法第3条許可申請	農地法第4条、第5条届出	農地法第4条、第5条届出	農地法第4条、第5条届出	農地法第4条、第5条届出	農振除外申請	建設業許可申請（新規・更新）	経営事項審査申請	各種工事業登録（新規・更新）	入札参加資格審査申請（新規・更新）	風俗営業許可申請（4号、5号）	無店舗型性風俗特殊営業開始届出	深夜酒類提供飲食店営業開始届出	飲食店営業許可申請	古物商許可申請	民泊（簡易宿所営業許可申請）	在留資格認定証明書交付申請	在留期間更新許可申請	在留資格変更許可申請	帰化許可申請	永住許可申請	自動車保管場所証明、保管場所届出申請	自動車登録各種申請、軽自動車届出各種申請	
件数	117	19	20	638	989	320	176	60	602	954	90	198	47	9	9	12	59	33	7	710	2,140	316	241	5	20,588	41,602
総計	156			2,183					1,844				176						3,412							

業務	6. 運輸交通関係		7. 開発・道水路関係					8. 環境関係			9. その他申請業務						10. 権利義務・事実証明					11. 法定外義務				12. その他	
	6-3	6-4	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	8-1	8-2	8-3	9-1	9-2	9-3	9-4	9-5	9-6	10-1	10-2	10-3	10-4	10-5	10-6	11-1	11-2	11-3	11-4	その他
自動車運送事業に係る各種申請、各種届出	自動車運送事業に係る各種申請、各種届出	特殊車両通行許可申請	都計法第29条開発許可申請	都計法第43条第1項許可申請（建築許可）	都計法施行規則第60条（適合証明）申請	道路等占用許可・道路等工事施行承認申請	用途廃止・売払申請	産廃収集運搬業許可申請（新規・更新）	同積替保管	中間処分業許可申請（新規・更新）	一廃収集運搬業許可申請（新規・更新）	自賠責保険請求書作成	酒類販売免許申請	旅行業免許申請	宅建業免許申請	貸金業登録申請	交通事故証明申請	遺言書作成	離婚協議書作成	各種契約書作成	内容証明作成	記帳代行	成年後見人就任（法定後見）	成年後見人就任（任意後見）	遺言執行人就任	顧問（相談業務）	
件数	89	1,536	27	75	27	105	50	255	6	40	21	1	2	0	0	0	307	1,294	46	69	490	1,013	73	12	37	473	4,394
総計	63,815			284					301			24					3,219					595				4,394	

山のススメ

四日市支部 文 田 誠 司

皆さんこんにちは！四日市支部の文田です。

私は何をするにしても説明書やお知らせなどの類の物を読まない派です、大抵の事は説明書なんて読まなくてもなんとかなるし、お知らせなんかは大事な事なら誰かが言ってくれるので大丈夫という理屈です。（そういう点から人付き合いは大切にしております）

なので、行政書士会から送られてくるものも当然見てない（滝汗）わけで、つい昨日、文田先生頑張ってと言われたのでなんのこっちゃと思って詳しく聴いたらなんか会報誌の原稿執筆依頼に自分の名前が上がっていた…何も聞いていませんが…。

理不尽なことは世の常、こちとら行政書士の端くれ！たかが作文くらい理不尽でもなんでも無いとの思いで急いで書いています。

説明書など読まなくても大丈夫メソッドの正しさも証明された事だし本題に入りますが、趣味の話でとお題を頂いております。

私は基本的に飽き性なので色々なことに首を突っ込んで入口を楽しんだら撤収を繰り返します、その中で登山だけは人様に一席打てるくらいには経験と知識がありますので登山についてお話をします。

普通の人が山と聞いたら富士山を思い浮かべると思います、日本一の高さ、見た目の美しさなんかで注目を浴びやすいので当然ですね。

ただ登る山としては面白みに欠ける、眺める山であって登る山ではないというのが私の意見です。

勿論、お鉢巡り（山頂を一周回ること）や最高点の剣ヶ峰（3,776m）など高度感を感じて楽しいですが登山口から山頂までの登っている区間が単調すぎて楽しくない。

登山の良さを限界まで詰め込んだ山域は矢張り北アルプス（個人評）です！

空気は美味しい、水が豊富で湧き水も美味しい、四季を感じられる、見た目の壮大さ、非日常感、スマホの電源をオフに出来る正当事由などメリット盛り沢山です！

北アルプスならどこ登っても大抵は満足出来ますが特にオススメを2つほどご紹介します。

まずは涸沢経由の奥穂高岳、涸沢カールはここは本当に日本か？と思わせるほど素晴らしい場所で、北穂高を見上げながら涸沢ヒュッテのテラスでおでんつまみながら生ビール飲むのは本当に最高です、またこここの水道は湧き水を利用しますが不純物なしの正真正銘の雪解け水で真夏でもキンキンに冷えて非常に美味しいです。

もう一つが折立を起点として薬師岳から黒部五郎岳、鷲羽岳、水晶岳、雲ノ平で周回するルートです、ここは今でも色濃く記憶に残っていますが本当に良いルートです、各山々刻々と表情を変え素晴らしい眺めが続き、黒部カールや黒部川の源流を辿り、日本一遠い百名山の水晶岳を登って日本最後の秘境と言われた雲ノ平へ辿り着くのです。

そして雲ノ平山荘（夕食に石狩鍋が出ます）に泊まって日本一遠い秘湯と言われる高天原温泉に行くのがベストなプランです（最短で4泊5日の長行程ですが、小分けにしたら平均2泊3日程度です）。

他にも良い山は沢山ありますがつらつらと書いていたら一冊の本になるのでここら辺にしておきますが言いたい事は登山は良いと言うことです、別にアルプスでなくても近場の日帰りの山でも仲間と一緒に登って山頂でお昼ご飯を食べて、下山後に温泉入って、晩御飯食べて帰ってもなんか物凄く充実した一日に感じられます！

山登りに特別な技術は原則不要です、また見た目は80越えかと思われる方が30代だった私を追い越してスタスタ登っていくこともザラにありました、つまり歳もあんまり関係ありません、興味ややる気さえあれば誰でも山に登ることが出来ます！

未経験でいきなりアルプスに登るのはハードルが高いですが三重県には御在所岳という、世界的クライマーを数多く輩出してきた名山があります、ここでひと夏経験を積めば翌年くらいにはアルプスに挑戦する事が出来ます！

登山を始めたいがどうしたらいいか分からない、登山の経験はあるけど大きな山の行程や難易度が良くわからないなどお困りごとがあればご連絡頂ければ、相談に乗ります。

あとゴルフには有志の会があるみたいなので山登りの有志の会も作りたいところですね。まあ、私は最近不慮の事故で大けがをしたため当面山には登れませんが、いずれ皆様と一緒に山に登れる日を楽しみにしております。



「千代に八千代にサザレ」の地域に

松阪支部 伊 藤 義 德

コロナ明けの昨年2024年、日本国内はインバウンド旅行者による活気に満ち溢れました。国土交通省の発表によれば、日本全体での外国人延べ宿泊者数は実に1億6,360万人泊に達し、コロナ禍以前の水準を大きく上回る回復を見せました。しかし、この大きな潮流の中で、私たちが暮らす三重県における外国人延べ宿泊者数は24万人泊にとどまっています。この数字を飛躍的に伸ばし、「千代に八千代にサザレ」の地域としての魅力を世界に発信するために、約2年前から提案している「(仮称)三重ジオパーク」が果たす役割は極めて大きいと考えています。

「(仮称)三重ジオパーク」は、単なる観光地開発にとどまらず、日本列島内の中央構造線1000km中で最大露頭がある松阪市近辺は壮大な地質の物語と、その大地の上で育まれてきた豊かな歴史文化を一体として体験できる、唯一無二の場所となることを目指しています。外国人旅行者の多くが主要観光地に集中する中、三重県への宿泊者を増やすためには、彼らの旅の選択肢に「深く、そして特別な体験」を提供することが不可欠です。

三重ジオパークは、以下の方法でこの課題に応え、インバウンド宿泊数の増加に貢献できると考えます。また、私達行政書士も観光業やその関連事業の起業と持続化にもっとサポートしていくとも思います。

1. テーマ性のある深い体験の提供：中央構造線という世界的にも珍しい地質遺産を核に、それを巡るジオツアーや、そして「松阪牛、小津安二郎映画監督」という世界に通じる食・歴史・文化との融合による、ここにしかない「物語」を提供します。これにより、単なる「通過点」ではなく、「滞在の目的地」としての価値を高めます。
2. 多言語での情報発信の強化：ジオパークの魅力やツアーや情報を、英語はもちろん、中国、韓国語等の多様な言語で積極的に発信します。特に、YouTubeやSNSを活用したビジュアルコンテンツは、世界の旅行者の興味を引きつける上で重要です。
3. 地域連携による宿泊促進：ジオパーク周辺の宿泊施設、飲食店、交通機関との連携を強化し、パッケージツアーや周遊ルートの開発を促進します。また、地元の特産品や伝統文化を体験できるプログラムと宿泊のセットで、滞在日数を延ばす工夫も可能です。
4. 教育・研究による郷土への愛着とツーリズムの推進：地域の歴史文化地質財産の調査研究公開で、国内外の大学や研究機関との連携を深め、子供から年配者のシックプライドの醸成を図ります。また、一般の観光客とは異なる層の訪問者を呼び込み、長期滞在を促します。

「(仮称)三重ジオパーク」は、三重県の隠れた魅力を再発見し、世界にその価値を伝えるための強力なツールです。この取り組みを通じて、三重県がインバウンドの宿泊においてさらなる飛躍を遂げ、人口減のカーブを緩め、「千代に八千代にサザレ」の持続化出来る地域として、世界にその名を知らしめる日が来ることを心より願っております。



広報月間への想い

伊勢支部 中 村 恒

広報月間がいつ頃始まつたのか良く分からぬ（調べれば分かることだが…）が、少なくとも、私が28年前本会理事に就任させて頂いた時には既に恒例行事化していた。

当時の伊勢支部においては、広報月間に実施した無料相談会（伊勢大祭お祭り会場）、バス旅行などの親睦行事、年数回行われていた研修会が支部年間行事の3大イベントであったが、中でも、広報月間期間中に実施した伊勢大祭での「無料相談会」は、伊勢支部理事全員が参加する、正に伊勢支部最大のお祭りとも言うべき一大イベントであった。

当初は、無料相談会に必要なテント（小学校で借りた）は言うに及ばず、机、椅子（自治会などでお借りした）など何もない中での実施であったが、数年後に、テント、机、椅子を購入しよう、との話が持ち上がり、本会からお借りしていた法被（お借りしたあと、洗濯をしてお返ししなければならなかつた）も自前でイベント用ジャンパーを作り、また、会場内で目立つようにと、無料相談会と銘打った「幟」も作った。（この時のことである、ある支部長が「そんな事までするの？」と言うので、「お宅の支部はどうしてるの？」と聞いたら、「何もしないで、理事会のあと懇親会をするくらい」とのこと、ビックリ仰天！。しかし、その後、その支部でも「幟」を作つて、無料相談会を始めた。）

それ以降の相談会が隆盛を誇つたことは、言うまでもない。

一日の相談件数20数件、当時行つていたアンケート調査の数は優に百人を超えていた。アンケートに答えて頂く方が列をなして並んでいたが、今、思い返しても壯觀であった。

因みに、アンケート調査は現在でも無料相談会場で相談者等にお願いをしているが、当時と比べると、我々行政書士への認知度は格段に上がつた。

そんな、伊勢支部における一大イベントであった「無料相談会」も、事情（車の手配や、諸費用の暴騰）により、私の手で中断せざるを得なかつたことが、心残りでならない。

いつの日か復活するのを夢見つつ、筆をおく！

万世楽生会のご案内

松阪支部 橋 本 幸 典

人生経験も業務歴も豊富な会員が中心となり、おとの遊びをしようと「万の世を楽しく生きる」会をスタートさせました。

美味しいものを食べに行ったり、お酒を酌み交わしながらよもやま話をしたり、ゴルフをしたり、バーベキューをしたり、カラオケで歌ったりと人の楽しみ方は千差万別であります。

「万世楽生会」は親睦会ですが、せっかく集まるなら情報交換や勉強会を開き、長年にわたり専門家としての得た知識や経験また失敗談や成功談を聴き、顧客とどう向き合うのか、役所とどう付き合えばよいのかを考え、時にはコンサルタント等の専門家や役所のOBのかたの話を聴き、また時には政治について議員や首長等を交えて勉強会をし、人としてのレベルアップを図り、様々な角度から「人」「生き方」「行政書士の仕事」を考えようということになりました。

人生負荷を掛けないと楽しくないです。

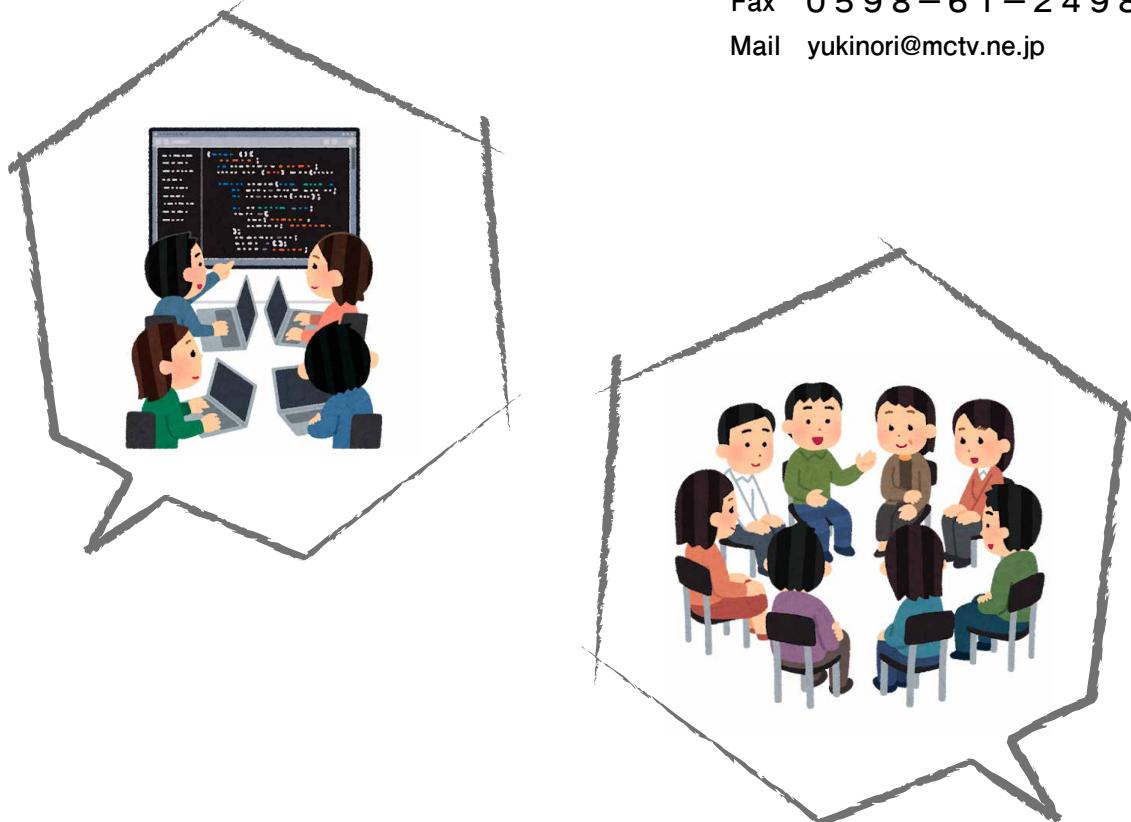
主旨に賛同される「新人さん、中堅さん、ベテランさん」連絡待っています。

万世楽生会代表 橋 本 幸 典

連絡先 Tel 0598-61-2500

Fax 0598-61-2498

Mail yukinori@mctv.ne.jp



青年会（仮称）発足に向けたご協力のお願い

亀山支部 朝 熊 祥 文

このたび、三重県内の若手行政書士有志により、45歳以下の行政書士を対象とした「青年会（仮称）」を発足したいと考えております。

本会は、三重県行政書士会とは独立した有志団体ですが、いくつかの他単位会にある青年会のように、将来的な連携も視野に入れつつ活動を進めてまいります。

本会の目的は、若手の行政書士同士が互いに業務スキルを高め合い、情報を共有し、専門職としての成長や事業の発展につながる機会を創出することにあります。共通する課題や悩みを語り合いながら、実務的な交流を深めていける会を目指します。

なお、初回活動として「発足説明会」を下記のとおり予定しております。

【発足説明会】

日 時：令和7年9月中旬 場 所：未定（津駅付近を予定）

内 容：趣旨説明、意見交換、今後の方針確認を含めた交流会

正式発足後は具体的に、下記のような活動をしたいと思っております

- ・業務に役立つ勉強会、情報交換会の定期開催
- ・行政書士制度の啓発活動や地域イベント等への協力
- ・若手行政書士の交流会や独自イベントの企画
- ・会員間での業務相談やスキル共有の場づくり

会の参加は自由参加・出欠不問を基本とし、無理のない範囲でご参加いただけます。参加できる時だけ参加でも全く問題ありません。

まずは発足説明会にご参加いただければ幸いです。日程、場所等が決まり次第、ご案内いたしますので、参加を希望される方は、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

一緒に活動を始めていく仲間を心よりお待ちしております。

【会員資格】

三重県内に登録のある満45歳以下の行政書士

※例：満44歳で入会した場合、最長で満45歳の年度末まで在籍可能。満45歳で新入会の場合は対象外

【費 用】

入会金・年会費：未定（当面の間、無償運営を基本としつつ必要に応じて実費徴収の可能性あり）

【発起人】

朝熊 祥文（亀山支部）

芝野 拓磨（伊賀支部）

小林マイケルアンジェロー（松阪支部）

篠原 一志（四日市支部）・・・他数名

【お問い合わせ先】

青年会（仮称）準備事務局（担当：朝熊 祥文）

Email : asakuma220@gmail.com

T E L : 090-7694-4047



～コスモスみえ通信～



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
三重県支部支部長 仲 西 秀 子

コスモスが一般社団法人から公益財団法人に生まれ変わり、早いものでもう2年の歳月が経ちました。コスモス会員にとって組織が替わったことによる受任への変化は見られないものの、対外的にはコスモスの活動が認められ、社会福祉分野方面から声がかかることが多くなりました。

その1つに裁判所からの後見人推薦案件が増えたことが挙げられます。

受任要請が弁護士でなく、リーガルサポートでなく、社会福祉士でもなくコスモスにということは、既に他の団体での受け皿が一杯ということも一因であります。コスモス会員がそれぞれの受任案件と真摯に向き合い、信頼関係を構築し、誠実な対応を確実に行っていることにあると自負しています。

裁判所からの受任依頼数には、まだまだバラツキはありますが、後見人を必要とする人は、確実に増えています。一つとして同じ案件はありませんが、どの案件も丁寧にこなしていくことが、我々に課せられた使命として、進めていかなければならぬと思っています。

又、令和6年2月に厚生労働省から、権利擁護支援モデル事業の実施に向けての通達が全国の都道府県の市町に発信されました。身寄りのない高齢者で且つ十分な資力がない人が対象であり、社会資源の乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないように、日常生活を支援する取り組みですが、このモデル事業に伊賀市が取り組む名乗りを上げられ、コスモスみえと提携をしたいとの申し出がありました。まだ案の提示の段階ですが、今後具体的な内容について詰めていかなければなりません。これが決まれば、会員への受任件数は大幅に増えるのは確実です。受任に当たってのルール作りの必要性も出てきます。会員にはより一層の倫理観が求められることで、研修マニュアルも充実させる必要があります。その時々の時代のニーズに対応した誰もが安心して暮らせる世の中を形成させる一員としてこれからも「コスモスみえ」は取り組んで参ります。



(表紙絵画の説明)

国指定名城 日本100名城 松阪城跡

表紙絵を101号から描くこととさせていただいて、早くも7号目となります。

県庁所在地の「津」から始まり、県を3地域に分けて南→北→北→北→南とその地域の名所を描き、今回中勢地域の名所として「松阪城跡」を選び描くこととしました。

松阪城は、標高38mの独立した丘陵、四五百森（よいほのもり）に築かれた平山城です。

1588年、秀吉によって南伊勢約12万石を拝領し移封された蒲生氏郷が、夜を日に継いでわずか3年で完成させました。

現存する建物はありませんが、豪壮な石垣が残っており、往時の城の姿を現代に伝えています。

松阪城跡は、平成18年4月6日に日本100名城に認定され、平成23年2月7日に国指定史跡に指定されました。（松阪城跡HPより）

松阪市とは、なにかと縁があり、母親の親戚が魚町にあり幼少の頃伊勢に来て、その姪っ子と遊んだ記憶が、今尋ねると無くなっていた。それと、現役時に大変お世話になった方が川井町に住んでいて、そこで飲み食いし泊まつたこともゴルフも誘っていただき楽しい時間を数多く過ごさせていただき、妻が亡くなったときもいち早くかけつけてくれて癒してくれた覚えがあるが、その先輩も退職後まもなく疾病で亡くなってしまった。

また、松阪市はグルメの町でもあり、五目中華そば、とんかつ、ホルモン、鳥みそ、チョロ松、と「みそだれ」文化が息づいている、○○金は別格としてすき焼きも、松阪市民はうらやましい～！！

私の住んで居る伊勢も負けないですが「おもち文化」各種のもちが、そんなに食べきれない～！！
次回は、依頼があれば北勢地域の名所を選びたい。桑名の六華苑、多度大社etc.

（表紙絵画と説明文 伊勢支部長 福田和幸）

編集後記

2年に一度のこの時期は、本会役員の改選から間もないため、8月号の編集に時間がなかなか取れません＼(^o^)／

まずは、急な執筆依頼や無理なお願いにもかかわらずご対応いただいた会員や事務局の皆さんに、心より感謝申し上げます。

今年は（今年も？）10年に一度と言われる猛暑との予報が出ていますが、大阪万博の開催などで盛り上がりを感じています。

広報部としては、新しいメンバーの元、厚生事業や広報月間の取り組みなど、会員はもちろん一般の方々にも参加いただけるイベントを企画・実施していきたいと思っております。

そのなかでも本紙は広報部の一大事業です、今後は読み物として面白くなるよう、読者を惹き付けるような企画を立ち上げたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします！！

広報部担当者

行政書士の目的と業務

(目的)

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

(業務)

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができます。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関する行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。
 - 二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。
 - 三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
 - 四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応すること。
- 2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

行政書士みえ 第107号

発 行	令和7（2025）年8月1日
発 行 所	三重県行政書士会 津市広明町328番地 津ビル2階 TEL 059-226-3137 FAX 059-226-4707
ホームページURL	http://mie-gyoseisyoshi.jp/
メールアドレス	info@mie-gyoseisyoshi.jp
発行責任者	会長 若林三知
編集部員	米田智彦・朝熊祥文 小林マイケルアンジエロー・前川忠浩 後藤大輝・中村恒・芝野拓磨
印 刷 所	伊藤印刷株式会社 津市大門32-13 TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862

※ 三重県行政書士会事務局には専用の駐車場がありません。所用でご来局の際は有料駐車場「おぼろパーキング」をご利用ください。（駐車券をお出しします。）

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に
貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、
国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護すると
ともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に
精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の
陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に
反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦 先生

上掲の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ自らを厳しく律して、
信用と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。